

第二部 小谷家文書の研究

和泉国大鳥郡豊田村の村落構造と上神谷地域

—「福徳寺座中記録」と「中村結鎮御頭次第」を素材に—

長谷川 裕子

はじめに

和泉国大鳥郡上神谷地域とは、現在の大阪府堺市の南東部に位置する石津川上流域の谷一帯を指す呼称である。中世においては、この谷全体が若松荘の荘域となっていたが、近世になると、このなかから上条九ヶ村といわれる豊田村・榎村・片蔵村・釜室村・富蔵村・田中村・逆瀬川村・畑村・鉢峯寺村と、下条四ヶ村といわれる太平寺村・大庭寺村・小代村・和田村の計一三ヶ村が分出し、それぞれが年貢を請け負う主体として把握されるに至る。このような村落は、吉田ゆり子氏によれば、文祿三年（一五九四）の太閤検地によって支配単位として設定された「村」であり、それは「内部に成長を遂げつつあった垣内集落のまとまりを上から認定する形で設定され、その後、実質的な共同性の発揮できる単位に整理されながら、一七世紀前期には地域社会にとつても生産と生活の単位として確定されるようになっていった」ものであったという(1)。

それは、上神谷地域は古くから中世史・近世史研究のなかで注目されてきた地域でもあった。それは、南北朝期以降明治期まで書き継がれた荘鎮守桜井神社祭礼頭役の記録である「中村結鎮御頭次第」(2)（以下、「御頭次第」と略す）と、上神谷のうちの豊田村に戦国期以降居住していた土豪である小谷家家伝文書「小谷家文書」(3)な

どが現存するためである。特に中世史研究においては、「御頭次第」を中心に、南北朝期以来の荘園内部構造および身分（階級）構造が、荘鎮守における宮座のあり方と絡めて追究されている(4)。

一方近世史研究では、「小谷家文書」を素材に、近世村落における経営形態や太閤検地による小経営の自立状況などが追究されてきた。またそのなかで、戦後歴史学のなかで常に注目されてきた中間層としての地侍層の存在を、近世村落との関係で位置づけようとする研究が行われてきたといえる。例えば、鷲見等曜氏は、安良城盛昭氏の太閤検地封建革命説(5)に対して、太閤検地Ⅱ当該期の農民動向の追認という立場から、豊田村の農民経営の実態を「惣領的小共同体」に依拠した経営と捉え、太閤検地を「惣領的小共同体」経営を反映した政策であったと位置づけた(6)。

また、脇田修氏は、近世初期の畿内近国で一般化していた直系親を中心とする小家族構成が、豊田村では必ずしも明確ではなく、傍系家族・下人家族の存在が確認できるとし、その意味で小農民経営とともに農奴主的地主経営をも残す村落構造になっていたと指摘している(7)。脇田氏は、こうした村落構造は、生産状況・立地条件に大きく左右された結果と述べるが、朝尾直弘氏は、近世初期における農奴主的地主経営を、「小領主的な保護（自然との闘争、人為との闘争における）を受けようとした」結果と理解している(8)。なお朝尾氏は、それと同時に「小谷家文書」を伝来する小谷家を戦国期以来の「在地小領主」と捉え、その近世的な展開を上級領主と在地村落・百姓層との間の矛盾から見通し、近世以降の小谷氏の存在を、「大庄屋」と小農共同体との相剋による特権身分の解体と小農の自立過程という歴史的動向のなかに位置づけている(9)。

このように、これまで中世史研究および近世史研究のなかで、それぞれの時代における村落構成員の経営形態が追究され、そこにおける小谷家などの地侍層が「在地領主」や「在地小領主」などと位置づけられてきた。こうした研究に対し、近年では、吉田ゆり子氏

によって小谷家の存在形態に対する再検討が行われ、小谷家は中世末期から急速に成長してきた地侍で、近世では「山代官」ではあるが「触頭」「大庄屋」といった広域支配に関わる役職には就いていなかったとし、小谷家が在地小領主であり大庄屋であったとする朝尾氏の見解を否定した¹⁰⁾。その上で吉田氏は、小谷家が地域における優位性や山代官という地位を梃子に、経済的・社会的な地位を上昇させ、それにより上神谷地域秩序を變質させたと位置づけている。

吉田氏の研究により、これまで曖昧に捉えられてきた各村と上神谷というまとまりとの関係や、そこにおける小谷家の位置が明確化されてきたといえる。特に、吉田氏によって、支配単位としての村が一般化した近世以降も、それを統合する上神谷というまとまりが維持されていたことが、具体的に示されたことは大きい。先にも述べたように、上神谷地域は支配単位としては、中世では谷全体、近世では村ごとに変化していく。だが、一方で近世においても上神谷というまとまりが完全に機能しなくなったわけではなかった。

これまでの研究では、中世前期にみられる、「惣荘」と「惣村」による重層的構造が、中世後期における「惣村」の自立化を通じて解体され、「惣荘」のまとまりがみられなくなる、と捉えられてきた。だが、実際には上神谷地域では、近世以降「村」が確立した後も、「上神谷」というまとまりは解体されず存続していく。そのこととは、実際に近世においても、上条九ヶ村では「氏神」として別宮八幡宮（現桜井神社）を、また下条四ヶ村では高山天神宮（現多治速比売神社）を、それぞれ共同で管理・運営していたこと、また吉田氏によって上神谷一三ヶ村が「惣領山」を維持し、その「山年貢」を一括して納入する単位として把握されていたことが明らかにされたことに示されている。

だが、ではなぜ上神谷というまとまりが近世以降も継承されるのか、また上神谷というまとまりが中世以来ありながらも、それが村として設定されずに、その内部の垣内集落を村と認定したのか、そ

もそもこうした垣内集落はどのように形成されてくるのか、といった点についてはまだまだ不明なところが多いのが現状である。これらの問題は、この地域における中世末・近世初頭の史料の残存状況に規定され、解明することは非常に困難である。

そこで本稿では、これらの問題を解明するための第一段階の基礎作業として、上神谷のなかの一村である豊田村の構造について、村落内部の身分構成という視角から追究することを、まず第一の目的としたい。ここでは、「福德寺座中記録」¹¹⁾という、豊田村の祠堂の座入記録を主に分析する。その上で、上神谷というまとまりが維持される理由を、生業・用益との関係で考察する。以上二点を、本稿の課題として設定したい。

一 上神谷地域と各村の景観

豊田村の村落構造の分析に入る前に、まず上神谷地域およびそのなかの各村の景観や地域的特質について確認しておきたい。

1 上神谷の地域的特質

先にも述べたように、上神谷は石津川流域の谷間に点在する一三ヶ村から構成されている。上神谷のなかでも上流にあたる上条九ヶ村は山々の裾野に立地する一方、下流域の下条四ヶ村は、上条九ヶ村に比べて比較的平地に開けた地域に点在している（地図1参照）。この地域は、和泉国に特徴的である乾燥地帯で、夏場の水不足が深刻な地域である。そのため、上神谷の山々には多くの溜池が築かれている。これらの溜池は、各村で所持しているものと、数ヶ村が立合で利用するものがあるが、こうした立合の溜池は石津川の下流域の村々に比較的多く存在するという特徴を持っている。

また、各村は自村内に山を所持していた。寛永二年（一六四四）七月の「御国奉行衆上神谷・和田谷目録控」（「小」二四四四、以

下、「上神谷・和田谷目録」と略す)には、各村の村高および小物成・家数などとともに、各村が所持する山の広さが記載されている。但し、下条四ヶ村に関しては、各村ごとではなく下条四ヶ村で一括されており、その持山も四ヶ村全体でも上条九ヶ村の一ヶ村程度の広さしかない。下条四ヶ村が平地に立地している様子がうかがえよう。その他に、上神谷全体の「惣山」が畑村の「おく山(奥山)」・片蔵村の「まきつか(巻塚山)」・下条の「ふせノ瓦・一ノ坂」の三ヶ所に存在する。

だが、これらの惣山は、「下条・豊田・とか村・片蔵・田中・かまむろ・とみ蔵・はた・さかせ川九ヶ村立合」とされている。つまり、惣山とは下条四ヶ村と豊田村以下八ヶ村の計一二ヶ村の立合山であり、そこには鉢峯寺村は含まれていないのである。実際に、吉田氏の研究によれば、惣山の山年貢負担は上神谷各村の村高に比例し課されているが、鉢峯寺村は負担していないという(「小」二四四二)。その理由は、おそらく鉢峯寺村が鉢峯寺、すなわち法道寺(古くは長福寺)の門前に形成された集落であったことに由来するのではないだろうか。つまり、すでに弘仁五年(八一四)には存在が知られる鉢峯寺は、上神谷に若松荘が設定される以前から、寺周辺の山々をいわば「寺山」として押さえ、上神谷の各集落による惣山利用とは違う用益を行っていたと考えられるからである。

鉢峯寺村は、近世以降、上神谷一三ヶ村、上条九ヶ村のうちに数えられるが、中世においては、上神谷上条の惣鎮守であった別宮八幡宮も、「元上神谷上郷八ヶ村之氏神」と称され、その八ヶ村は豊田・片蔵・釜室・畑村・富蔵・逆瀬川・田中・梅の諸村であったとされている(元禄九年(一六九六)七月「渡辺主殿殿領分寺社改帳」、『堺』三九一五(「小」二六九一)、以下「寺社改帳」と略す)。つまり、鉢峯寺村は上神谷上郷のうちから除かれており、別宮八幡宮の宮座にも鉢峯寺村の村人は参加していない。これらの点から、鉢峯寺村は、他の上神谷の村々とは異なる独自の領域を形成しており、

それが上神谷の村々と惣山を共有しなかった理由であったと想定できよう。

それでは、中世においては若松荘として領域を形成していた上神谷のなから、どのようにして近世につながる集落が形成されてきたのだろうか。近世における支配単位として上神谷一三ヶ村の定着が確実にみられるようになるのは寛永末年である(「小」二二一六)。それ以前は、慶長一〇年(一六〇五)の和泉国絵図では畑村と逆瀬川村と引野村が一括して記載されたり(ただし、同年の「泉州大鳥郡上神谷村々田畑数帳」(「小」二四二四)や「泉州にわ谷村々」(「小」二九一五)では、これら三ヶ村が「畑村」と表記されている)、また鷲見氏の研究によれば、文禄三年(一五九四)の太閤検地では片蔵村と釜室村が一つの村として検地を受けていたりする。

こうした状況を、吉田氏は「文禄三年太閤検地によって支配単位の「村」として創出された上神谷一三ヶ村は谷の垣内集落を基礎とするものであった。しかし人々の生産と生活を保障するために自生的に生まれた共同体である垣内集落と、支配単位としての「村」には齟齬があった。この齟齬が一七世紀前期を通して解消されていく過程が、村の分立として現れた」と捉えている。つまり、太閤検地によって設定され、その後慶長期に継承されていく支配単位としての「村」は、当該期の現地の状況を反映したものでなかったというのである。

実際に、文禄三年太閤検地の枠組みを基本的に踏襲したと考えられる慶長一〇年の段階で、畑村が逆瀬川・引野村を、また片蔵村が釜室村を含んで呼ばれていた一方で、その前年の慶長九年の「上神谷家数之帳」(「小」一一〇八)では、畑村と逆瀬川村は「はた・さかせ」と一括されつつも、各記載は「さかせ」と「はた」に分けて書かれており、また片蔵村と釜室村も別個に記述されていることに鑑みれば、この段階ですでに権力による村設定は当該期の状況に即していなかったことがうかがえよう。

それでは、太閤検地以前の在地状況とは、一体どのようなものであったのだろうか。しかし、そのことを具体的に示す史料は残念ながら十分に現存していない。そこで、南北朝以来の記述を有す「御頭次第」から、できる限りの情報を引き出してみたい。「御頭次第」には、別宮八幡宮の頭役を務める者の居住地が記載されているが、吉田氏も整理しているように、ここには正平年間以降文明二年（一四七〇）までの間に、「畑」「サカセ河」「トヨタ」「富蔵」「カマムロ」「トカ」「片蔵」という、近世につながる村名がすでにみえている。だが一方で、近世以降村名として継承されない集落名も記載されている。これらの地名は、近世村につながる村名と特に書き分けられているわけではなく、それと同レベルの集落名として記載されているようで、そのうちのいくつかの地名は、これら近世村のなかの小字として、その所在が判明するものもある。つまり、「御頭次第」は、法的・政治的な村を地域名として付しているのではなく、基本的には居住域としての集落名を冠していたといえる。この史料の性格をふまえれば、上神谷という地域内で使われていた地名を、頭役者の居住地をより詳細に記載するために用いたという状況は容易に想定できよう。だが、それと法的・政治的主体としての村落とはズレがあることはいままでもない(12)。

こうした小集落とは、元来、開発との関連で生業に必要な用益が確保しやすい場所に形成されたと考えられる(13)。そのように考えると、稲作が主要な生業である上神谷地域では用水が各村の立地条件を規定していたと捉えられよう。実際に、上神谷の状況を現地や地図で確認すると、集落は山間部に造成された溜池を受ける形で、その山の裾野にまとまって作られていることが多い。具体的には後に考察していくが、こうした小集落が「中村」という一つの村としてまとまっていたのが、中世におけるこの地域に状況であった。

上神谷に設定された若松荘は、南北朝初期に「若松庄上条」と「若松庄下条」に分割され、そのうちの上条を中心に「中村」が形成さ

れていた。「御頭次第」は正平六年（一三五二）からの記事が現存しているが、それはまさに南北朝内乱の最中であつた。「御頭次第」の冒頭に「年来旧帳者依錯乱引失之事」とあることから、「中村」として別宮八幡宮の祭祀を行うようになったのはそれ以前であつたことがわかるが、そうすると「中村」の形成時期は一二世紀末〜一三世紀初ということになり、それはいわゆる惣村の成立時期に符合する。中世にあつては、まずこの「中村」が上神谷上条の法的・政治的主体としての共同体として機能していたのではないだろうか。

実際に、応永一〇年（一四〇三）には「若松庄中村結衆中」として、高蔵寺から耕地二段百歩を購入し、その契約の正文を別宮八幡宮の宝倉に預け置いている（「中村結鎮御頭次第紙背文書」、『堺』四三―二）。ここに、中村としての共有財産を確保する動向をみることでできるとともに、他村・他領の人々にとつても中村が交渉相手となりうる法的・政治的主体として認識されていたことが示されている。さらに、中村に属する人々は、別宮八幡宮の宮座を通じてその村の掟にも規定されることになる。例えば、「御頭次第」応永四年（一三九七）頃の紙背文書には、

座中定置条々

一、主親之蒙勘気、又親恨ヲモ成、逐電輩者、免許アリテ後、望者帰座不可有子細、

一、幼少ヨリ親離、他国シ、成人之後立帰テ、座ヲ望者、能礼而不可有子細、

一、大犯大族輩者、努々座交不可叶、

所定置如件、

とある。これは座中掟ではあるが、ここにみえる各条文は、いわば中世後期の自律的村落が定めた村掟に通じるものがある。つまり、村を逐電したもの、あるいは犯罪者に対する共同体からの排除を定めているのである。こうした事態は、中世後期の村に特徴的にみられる性格であり、それを「中村」として定めていることからすれば、

南北朝以降の共同体として中村の存在を想定できよう。ここでは、中村が、開発にともなう各所に形成された小集落を含み混むかたちで形成され、中世を通じて機能していたと考えておきたい。

下条四ヶ村でも、惣領守高山天神社を中心に、恒例の神事を一月に修めていたが、上条八ヶ村と同様に、その宮座入りの記録が永正一五年（一五一八）から「神名帳」に記載されていたという（「寺社改帳」）。この記録が現存するかは確認できていないため、残念ながら詳しいことは不明であるが、下条四ヶ村でも別宮八幡宮の祭祀のような祭祀を戦国期以来行っていたことを知りうるとともに、下条四ヶ村というまとまりが意味のある集団として存在していたことをうかがうことができよう。そのため、そのなかに小集落が形成され、太閤検地でもその集落名が記載されているにもかかわらず（「小」一六八七）、近世になってもこの四ヶ村が「下条」として括られたのかも知れない（「上神谷・和田谷目録」）。そのように考えると、中世において「上条」「下条」あるいは上神谷という地域単位がありながら、太閤検地などではまた異なる支配単位を設定するのはなぜか、つまり太閤検地ではなにを基準に支配単位としての「村」を設定したか、という点が問題になるだろう。

上野国棒澤郡三波川村の場合、戦国期では「北谷」と呼ばれた地域が、近世では三波川村として村切りされるが、その内部には一五ヶ村の小集落が、基本的に景観的にも生産・生活的にも独立的に存在し、各小村ごとに鎮守・村寺を有していた¹⁴。こうしたあり方は、小村が村として設定された上神谷とは全く逆の事態である。三波川村の場合は、他村との山をめぐる関係を維持するために、山の管理・維持主体としての三波川村としてのまとまりが最優先され、それが支配単位として設定されたと推測されている。

この三波川村の事例と比較すると、どの地域単位を法的・政治的組織として設定するかは、各地域によって異なっていたことがわかる。それはおそらく、その地域ごとの政治的事情、すなわちどのま

とまりを主要な団体として設定するか、という事情によるところが大きいと考えらるよう。三波川村は、典型的な山村であったことから、山利用を中心とした結集を優先したものと考えられる。また、同時に三波川村の各小村は、それぞれ狭小な耕地しか持たなかったため、小村ごとで再生産を完結することが困難な状況があったのかも知れない。いずれにせよ、小村を独立させなかった三波川村と、小村を村として独立させた上神谷の村設定の際の状況を、生業や経営の側面からも追究していかねければならないだろう。

そして、そのように太閤検地によって設定された「村」は、実際の生活・生産単位としての「村」である場合もあれば、生業を一にする小共同体の連合として現れる場合もあったということである。なぜ、そのように設定されたかについては、その地域ごとに個別に分析していくしか方法はない。ここで上神谷の状況について具体的に明らかにすることは困難であるが、それを考えるための基礎作業として、次に豊田村を事例に、その景観・立地状況について、簡単にみておきたい。

2 豊田村の景観

豊田村は、平坦な下条四ヶ村から山間の上条九ヶ村へのちようど入口に位置している。北は、大庭寺村・小代村と境を接し、豊田村までは比較的広い耕地を確保しているが、その少し谷奥に入ると谷幅は狭くなる。つまりこの地は、上条へ続く谷の入口であって、防御的な面からみれば、いわば「虎口」であったといえる。上神谷は和泉国と紀伊、大和を結ぶ地理的な要所であったため、南北朝内乱の際にはこの地もたびたび戦場となっていた。そのため、村内には中世以来の城を有していた。

「五畿内誌・泉州志」「鼎城」として三つの城が記載されている（『五畿内誌・泉州志』第一巻）。その三つの城とは、「梅城」「豊田城」「小谷城」である（地図1）。このうち、「梅城」は「東山城」、

「豊田城」は「西山城」とも称され、文化九年（一八一二）八月二七日「豊田氏江掛ヶ合之節持参之控（由緒）」（15）によれば、「東山城」は建久七年（一一九六）に上神左近将監頼晴によって、また「西山城」は嘉暦三年（一一三八九）に仁和右京亮常儀によって築城されたと伝えられている。財団法人小谷城郷土館の学芸員森村紀代氏のお話によると、この地域では梅城が一番古く、「小谷城」は一三世紀初め上神氏四代目が東山城＝梅城から移って築城されたと伝承されているという（16）。その他、三浦氏の研究によれば、豊田村と片蔵村との間には「森貞正古城」と呼ばれる城があったことも、元禄九年（一六九六）「和泉国分間絵図」に記載されている。このように豊田村および梅村は、上神谷全体にとつて戦略的に重要な拠点であったといえよう。

ちなみに、鷲見氏の研究によれば、梅村は年貢納入を豊田村を通じて行っていたという。実際に、文禄三年（一五九四）検地帳では、豊田村の検地帳のなかに、梅村の耕地も記載されている（「小」一六八五）。しかも、その耕地を、梅村の人が名請している場合もあるが、豊田村の人も多く名請している。梅村は、村の位置としては豊田村から少し谷奥に入ったところではあるが、そこは上神谷の奥の村々に比べると、少し開けた平地となっており、その平地はまっすぐ豊田村につながっている。また、先にも述べたように、この地には梅城が築かれており、対岸の豊田村の台地上に築かれた豊田城・小谷城とともに、防禦の要の地域として中世以来の一体性を有していた。そうした立地条件からか、豊田村と梅村との耕地が入組んでいたことが推測され、それが文禄検地で一つの地域として一括された理由かも知れない。

文禄三年の検地帳だけを見ると、梅村は豊田村内の他の小字地名と同レベルで書かれているように受け取れるが、慶長九年（一六〇四）の「上神谷家数之帳」（「小」一一〇八）では、豊田村とは別立てで梅村の名請人と持高が記載されているし、また慶長一三年（一

六〇八）には年貢納入法に関して豊田村の小谷家と相論になった時、梅村惣中と思われる人々が起請文を作成している（「小」二九一七）ことからすれば、やはり文禄期の段階で梅村は、豊田村からある程度独立的なまとまりになっていたとみてよいだろう。

だが、慶長一三年の相論は、これ以前慶長六年（一六〇一）にも発生していることからすれば、梅村には豊田村から独立的に年貢の収納業務を行おうとしている動きも読み取れる。しかし、結果として「とか村御年貢米之儀、昔より如有来候、小谷へ持参、計可申候、政所之儀、昔より有来候すしと違候て、とか村にて政所仕度と申事申間敷候」（「小」二九一七）ということ再び小谷氏に対して誓約していることは、年貢収納を豊田村と一括することによる、梅村側のメリットがあったこと示しているといえよう。それはおそらく、年貢未進に際しての立替機能にあったと考えられる。

物成の納入ではあるが、慶長一八年（一六一三）「豊田村・梅村物成勘定覚控」（「小」二九一八）では、物成の未進が梅村と豊田村とで書き分けられているものの、その未進分は最終的に一括されている。これは豊田村と梅村とが請負うべき未進であるが、領主としては両村一括した未進分をとにかく納入してくればよいのであって、その際、その返済がどちらの村からなされるかまでは関知しないかったことを示しているよう。おそらくはこのように一括して計上することで、梅村は豊田村、すなわち小谷氏による立替機能を期待したのではないだろうか。それはすなわち、梅村が集落として、また法的・政治的主体として自立しているも、経営・再生産という面で豊田村の小谷氏に依存せざるをえない状況にあったことを示しているよう。こうした状況が、どの単位を支配単位としての村として設定するか、という条件を規定したものといえよう。

では、話を豊田村に戻して、次に豊田村内部の景観についてみていきたい。寛永二年（一六四四）の「上神谷・和田谷目録」によれば、豊田村は高七六〇石二斗、山長一八町横四町半、畠三三石一

斗、小物成九石二升四合、家数三九間という村況であった。それが、元禄九年（二六九六）七月「上神谷村高人家寺社大坂御番所得指上ケ申候写」（「小」一〇〇五）では、村高に変更はないが小物成米一二石二斗九升四合、家数九九軒（内、七四軒高持百姓）、人数五六一人（内、男二八〇人・女二七〇人・僧六人・尼五人）と、小物成、家数ともに増加している。特に家数は、この五〇年程で倍増している。

慶長九年（二六〇四）一〇月五日「上神谷家数之帳」（「小」一〇〇八）には四八名の百姓が登録されており、それと比べても寛永末年の家数が少ないのは寛永飢饉の影響かも知れない。ただ、「上神谷・和田谷目録」の家数が高持百姓（公事屋）のみの数であったとすると、慶長九年の「上神谷家数之帳」では公事屋は一六軒であったので、慶長期から寛永期を経て元禄期までに徐々に増えていったと捉えられるかも知れない。いずれにしても、豊田村は、他の上神谷の村々と比べても、村高・家数ともに一番大きな村であった。豊田村の景観についてであるが、残念ながら「小谷家文書」のなかに、上神谷地域各村の状況を示す絵図はほとんど残されていない。そのため、江戸時代初期の村の景観を現在知ることはできない。そこで、時代は下るが、東京大学史料編纂所に所蔵されている「内務省引継絵図」のなかの「和泉国大鳥郡之内拾一ヶ村絵図」を使って、豊田村の景観を確認してみたい。

「内務省引継地図」とは、明治初期の全国的な地図作成を担った機関であった内務省地理局が、移管・購入・寄贈・模写・測量製図などを通じて蓄積した地図類であって、それが同局の縮小・移管・廃止に伴って、現在ではさまざまな機関に引き継がれているという(17)。上神谷一二ヶ村の絵図も、そのような経緯で東京大学史料編纂所に引き継がれたものであったと考えられる。

一二ヶ村の絵図とは、小代村・大庭寺村・太平寺村・豊田村・片蔵村・釜室村・富蔵村・田中村・逆瀬川村・畑村・鉢峯寺村・三木

開村（これは元禄末年以降の豊田村からの分村である）の一二ヶ村で、いわゆる上神谷一二ヶ村のうち下条の和田村と上条の梅村の絵図は含まれていない。こうした残存状況は、絵図が残されている一二ヶ村が寛文一年（一六六一）以降渡辺氏の所領であったのに対し、和田村と梅村が牧野氏の所領であったことに関係しているかも知れないが詳細は不明である(18)。また、年代についても未詳であるが、おそらくは明治初期であったと推測される（以下、引用の際は、これらの絵図を「村絵図」と表記する）。

「寺社改帳」には、豊田村には三つの寺院が書き上げられている。一つは、「豊田村絵図」で、中世に小谷城が築かれていた山の西側に描かれている福徳寺である（絵図1）。小谷城があった山の地籍は、旧土地台帳（大阪法務局堺支局保管）では「上山」となっており、以前より城が存在したことをうかがわせるが、福徳寺周辺の地籍は「堂ノ谷」と呼ばれていた。現在も、絵図と同じ場所に福徳寺は現存し、その鎮守社であった牛頭天王（八坂神社）跡も境内のなかにある。

福徳寺は、開基年代は不明であるが、すでに近世初期には建立されたといえ、慶長十九年大阪兵乱之節放火、元和二^丙年再興、寛永廿一年修理之棟札御座候」と、大坂の陣で焼失する以前から存在していたことが「寺社改帳」に記されている。その「寛永廿一年棟札」には、

（前略）伐木・立具・柱者、大坂買取、其外者小谷兄弟山^二而寄進、村之入米式拾一石内、米五斗・銀廿四兩為妙盛禪定尼七年忌小谷左太夫入之、小川道慶禪門米五斗七年忌藤兵衛入之、為東庄左衛門一周忌米五計庄次郎入之、万事本願人小谷太夫源政重・年行使中井兵衛五郎

とあり、修復に必要な用材は大坂で買い求めるとともに、小谷兄弟（東西小谷家）が所持していた山から調達し、またその費用は「村之入米」、すなわち村人からの勧進で集められたという。村人が、

先祖供養のために福徳寺修復費用を拠出してゐることから考えれば、福徳寺は村人にとつての結集の場として機能してゐたと捉えられよう。実際に、「寺社改帳」に福徳寺は「往古より村之惣堂」といふ、豊田村の村堂と記載されてゐた。そこには、後に触れる寺座の座入記録であつた「福徳寺座中記録」が残されてゐる。

二つめは、石津川左岸の「多米」といふ地字に建てられてゐた光明寺である。光明寺の開基も不明であるが、「寺社改帳」の七二・三年前（元和四・五年）に修復されたといふ記載からすれば、これも近世初期にはすでに建立されてゐたとみてよい。だが光明寺は、その鎮守社であつた三十番神とともに、現存してゐない。

三つめは、同じく石津川左岸で、光明寺の少し北に建てられてゐた法安寺である。この寺は、「光明皇后之御建立と申伝、土居方使屋敷跡被申伝御座候」とあり、村のなかでは最も古い寺といふ伝えられていたようである。実際に、「往古より寺有多申伝」とあつて、周辺には多くの子院が存在したとみられる。また、法安寺のみ豊田村において「寺付之山五千四百三拾坪」を有し、「山年貢」を負担してゐた。これらの記載に鑑みると、法安寺はかなり古くから豊田村のなかで一定の寺領域を確保して存在してゐたと想定されよう。だが、法安寺も中世末期の兵乱のなかで荒廃したのか、元和七年（一六二一）頃に豊田村の小谷左太夫（法名西春）によつて修理されてゐる（「小」二六九〇）。法安寺も、光明寺同様、その鎮守社である三十番神とともに、現在では残つてゐない。

なお、「豊田村絵図」には福徳寺の北東に立安寺が描かれてゐるが、これは片蔵村に属する寺院である。「寺社改帳」によれば、立安寺は「享保十一丙午八月廿五日、堺御番所御願申上候而、立安寺を豊田村（引山内）替地、被得立建立仕候」とあり、もともと片蔵村にあつた立安寺を、享保一年（一七二六）に豊田村内に替地を得て移築したことがわかる。

その他に、村内には地藏堂が三つ、字北尾の辻堂、字桜木の辻堂、

字入り尾の墓所があつた。「豊田村絵図」で確認すると、北尾の辻堂は、豊田村の東のはずれ、高蔵村・深坂村との境の道と、そこから豊田村の中心に向かつて延びる道との交差点に建てられてゐる。同様に、桜木の辻堂は村落の北方で、豊田村から小代村へ続く道と大庭寺村・三木閉村へ続く道との交差点に建てられてゐる。そして入り尾の墓所とは、法安寺の北西の山中にある堂であつたと考えられる。この地は、現在では三木閉村の墓所となつてゐるところにあつたと推測される。

集落は大きく分けて三ヶ所に所在する。それは、福徳寺の南側の裾野と、その反対側の北側の裾野、そして石津川を挟んで対岸の光明寺南側の集落である。旧公図（大阪法務局堺支局保管）によると、福徳寺南側の集落は「南垣内」、北側の集落は「北垣内」といふ地字に含まれてゐる。旧土地台帳で確認すると、明治初期においても小字内部には「屋敷」地名が多く残されてゐる（地図②）。そのなかでも、南垣内には「神田」、北垣内には「井森垣内」といふ、「御頭次第」にみえる地名が確認できる（表1）。また、旧土地台帳にみえる、明治初期に居住してゐた人の名字から類推すると、「御頭次第」に記載された「小谷」「辻」「大下」は南垣内、「小川」「中井」「北尾」は北垣内の名字としてみえる。

一方、光明寺南側の集落は、旧土地台帳では「テリウチ」「大將軍」のなかに含まれてゐるようであるが、この地区は「御頭次第」にみえる「西ノカイト」と呼ばれた集落であつたと想定される。その「西ノカイト」は、「寺社改帳」によれば、光明寺の辺りの地字を「多米」と呼んでゐたといふことであるから、同じく「御頭次第」にみえる「多米」もこの西垣内に含まれる地域呼称であつたと考えられよう。また、森村氏のお話によると、多米の北側を「観音寺」と現在でも呼称してゐるといふ。「豊田村絵図」にも光明寺の北側に三軒程の家がみえるが、この辺りを「御頭次第」にもみえる「観音寺」と称してゐたのであろう。

このようにみてくると、「御頭次第」にみえる地名は、近世では豊田村となった領域内部に点在する集落の呼称であったことがわかる。そしてそれは、近世を通じて村内の小地名として、あるいは名字として継承されていくと考えられよう。近世では豊田村として、北垣内と南垣内の中間にある福徳寺を結集の場としてまとまることになったが、西垣内に光明寺があるように、各集落は集落ごとに結集の場を持つて存在していたのかも知れない。ちなみに、近世では高札場が片蔵村と小代村を結ぶ街道沿いの南垣内付近に置かれていた。豊田村の中心部が、小谷家を中心とした南垣内にあつたことがうかがえよう。

二 「福徳寺座中記録」にみる豊田村の構造

上神谷およびそのなかでの豊田村の位置、さらには豊田村の景観を確認した上で、豊田村の内部構造を探っていきたい。その際、これまで、検地帳・名寄帳分析など、経済的な視角からの追究は行われ、村人の経済的階層性については明らかにされている。そのため、ここでは福徳寺に残された福徳寺座入祭礼の費用負担に関する記録であった「福徳寺座中記録」（以下、「座中記録」と略す）を素材に、村人の結集のあり方と村内身分の様相を追究し、その視角から豊田村の構造について考えてみたい。

1 福徳寺座の分析

福徳寺座には、座の規則を定めた元文三年（一七三八）一二月の「豊田村福徳寺講中掟」がある（『堺』四八―一〇）。この史料は、すでに吉田氏によって引用、分析されているが、福徳寺座について知るために重要な史料であると考えられるため、ここで再び引用して分析を加えたい。

福徳寺講中掟

- 一、正月八日莊嚴之頭者、若子式人かん、酒ハ坐下り、酒者老人付四升宛、四人ニ而可相勤事、
- 一、村入十五歳迄ニ可致候、老ケ年ニ米壹斗宛、三年之間出シ可申事、
- 一、正官之節^米米壹斗宛、三年之間出シ可申事、
- 一、官頭未致先キ、左衛門・右衛門先規之通附申間敷候、十人ニ而相勤、坐衆者銀拾匁宛、脇五匁宛、振舞者其時之可為品事、
- 一、婿入礫代銀式匁、
- 一、孫酒先規之通、銀ニ而入用之節者銀拾五匁ツ、可出之事、
- 一、婚札者四人組合、膳部者老汁五菜也、
- 一、法鉢酒前之通可相勤事、
- 一、村之内脇之家ニ而生候とも、村衆之為孫者ニ候ハ、為入銀白銀三拾枚講中江出シ、村衆之為孫講江可令入事、
- 一、村講之雖為子孫、他所ニ而生候者ニ候ハ、如何様之儀有之候とも、講へ入レ申間敷事、
- 一、村講衆ニ男子無之、為家督相統外より致養子候儀者、為莊嚴村入・正官之外ニ講衆へ酒可盛候事、
- 一、村衆ニ而も諸事講中之式法相背、入用等相滞候敷、講中之経營背候ハ、其家ハ永々村衆へ入レ申間敷候事、
- 右之通、先年より記録有之候得共、今度相改候、自今以後弥以堅ク可相守候、為其掟之条々仍而如件、

元文三年戊午

十二月日

豊田村福徳寺講中六人

小谷左太夫

角淨円

中井庄右衛門

西ノかいと武右衛門

神田喜兵衛

神田作右衛門

まず、一条目からは、福德寺座入の祭礼が毎年一月八日に行われたこと、その際「若子」のうち二人が「かん」（「仕頭かん」「仕頭」を指す。後述）を務め、「坐下り」四人が一人につき酒四升を用意することが定められている。そして二条目では、「村入」についての規定が書かれている。福德寺講中掟に「村入」の規定が書かれるということは、この「福德寺講中」の組織がすなわち村運営の組織と一体的に存在していたことを示している。その作法は、一五歳までに村入して、三年間米一斗ずつ納入することであった。だが、近世初期では、

村入之法

- 一、十才過不可入事、
- 一、十才之内ハ其人次第、
- 右之通永代可相守候也、

豊田村

一統衆中

とあるように（「座中記録」寛永一三年記載の裏書）、村入は一〇歳までに行うきまりであったようである。村入し、三年間規定の米を納入すると終わると、その後「正官」入となるようである。第三条では「正官」入について、村入同様、三年間米一斗ずつ納入することが定められている。実際に、「座中記録」天和二年（一六八二）のところに貼られた付箋に、

- 武年め 村入 忠左衛門子
- 同 宇右衛門子
- 同 加右衛門子
- 三年め 庄太夫子
- 武年め 太郎右衛門子
- 同 六兵衛子
- 武年め 吉郎左衛門

とあるように、村入・正官入（「正頭」とも書かれる）のために米を納入した人の名前と年数が記されている。つまり、吉田氏も指摘するように、福德寺講中に入るために、まず村入して「村衆」となり、その後正官入をして「村講衆」となるというシステムであったと捉えられる。ちなみに、村入・正官入の出銭は、前年の一月八日の納入されていた（「座中記録」貞享四年（一六八七）裏書）。これが、福德寺講の座衆となるための手続きであったが、第四条によれば、それとは別に「官頭」の儀式があったようである。「官頭」を済ましていない人が左衛門・右衛門を名乗ってはならない、という規定から考えれば、「官頭」は「官途」であり、これは官途成の儀式であったと考えられよう。つまり、講中入の儀式と同時に、官途成の儀式も行われており、それには座衆なら銀一〇匁、脇（脇之家）＝座衆以外の家）ならその半分を負担して官途を得、名乗りを変えたのである。したがって、座衆とならなくても、官途成は行えた、ということがわかる。

だが、村人すべてが無条件に福德寺座衆になれるのかというと、そうではない。第九条によれば、村の「脇之家」、すなわち村講衆の家以外の家に生まれたなら、銀三〇枚を納入することで「村衆」の「孫」として講に入ることができるという。だがこれは、「村講衆」としてではなく、「村衆」として講への参加を認めたものと捉えられ、その場合「村衆」の後に「村講衆」のメンバーとなれたかどうかは不明である。一方、村講衆の家の子孫でも、村外で生まれた場合は、講への参加権はない。また、村講衆に相続すべき男子がなく、養子を取った場合は、村入や正官入の費用負担の外に村講衆へ酒を振る舞う必要があった。そして、重要なのは、これらの掟に背いた場合は、「村衆」から追放すると述べていることであろう。つまり、先に中村の「座中定置条々」でみたような、共同体としての特徴がここでもみられるのである。この掟は、一八世紀初めの史料であるため、すでに近世村落が確立している段階での話であるが、

推測される。さらに、寛永一九年（一六四二）に「座下り」した「中藤十郎」は、その一六年後の万治一年（一六五八）に「若子」としてみえていることをふまえれば、「座下り」の後に「若子」のメンバーとなるものと考えられよう。

そして、先にみた「豊田村福徳寺講中掟」に規定されていた「村入」は、「座中記録」の「村入」にあたり、また「正官」は「座中記録」でも「つと入」が「正官」「正巻」と書かれる場合もあることから、「正官」は「つと入」に相当すると捉えられよう。つまり、「村入」で「村衆」に、「つと入」で「村講衆」になるということであろう。では、「座下り」はどう考えたらよいだろうか。「座下り」という音からすれば、座を抜ける、座を退くという意味で取るべきなのかも知れないが、福徳寺座では「座下り」の年齢が若く、いわば惣村における若衆・中老といった年齢階層あたる。また、「座下り」の後に「若子」になっている例からみても、やはり「若子」の下に位置する階層と考えるのが妥当であろう。したがって、「座下り」という言い方は引つかかるが、ここでは「若子」を上座とした場合の、下の座という意味で「座下り」を捉えておきたい。そして、この「若子」と「座下り」が、福徳寺座の祭礼を担う中心であった。「座中記録」宝曆一三年（一七六三）の記載には、

宝曆拾三年未正月八日
一、かん 初言 小谷 作平太子

一、酒三升 西助 多治郎
一、同 喜太郎

右酒之当人四人^三而相勤候^處、構若衆人数少ク候^ニ付、残ル式人分ハ当人相増候迄ハ、構中より助合^ニ可致者也、尤人数多相成リ候ハ、先各之通四人可相勤事、

とある。先の「豊田村福徳寺講中掟」によれば、酒を負担するのは「座下り」のうちから四人であったが、ここでは、この時期「講若

衆」が少ないため「講中」から出すことが定められている。つまり、「座下り」衆は「講若衆」と称され、その他の「講中」と区別されているのである。そして「若子」も、「座下り」同様に、村のなかの年齢階層としては「講若衆」に含まれていたと考えられる。それは、「若子」組織の上に、福徳寺座の中核的な組織が存在していたとみられるからである。安政二年（一八五五）「福徳寺座中順次帳」

（小谷方明家文書）、『堺研究』第三号）には、
「安政二年
福徳寺座中順次帳
卯正月吉
」

六人順席

- 一、一、 一、 一、 一、 一、 一、
- 一、 二老 二老 三老 四老 五老 六老
- 一、 一老 二老 三老 四老 五老 六老
- 一、 二老 三老 四老 五老 六老
- 一、 六老
- 一、 中老順席
- 一、 一、 二、 三、 四、 五、 六、
- 一、 七、 八、 九、 十、 十一、 十二、
- 一、 十三、 十四、 十五、 十六、 十七、 十八、
- 一、 十九、 二十、 二十一、 二十二、 二十三、 二十四、
- 一、 二十五、 二十六、 二十七、 二十八、 二十九、 三十、
- 一、 三十一、 三十二、 三十三、 三十四、 三十五、 三十六、
- 一、 三十七、 三十八、 三十九、 四十、 四十一、 四十二、
- 一、 四十三、 四十四、 四十五、 四十六、 四十七、 四十八、
- 一、 四十九、 五十、 五十一、 五十二、 五十三、 五十四、
- 一、 五十五、 五十六、 五十七、 五十八、 五十九、 六十、
- 一、 六十一、 六十二、 六十三、 六十四、 六十五、 六十六、
- 一、 六十七、 六十八、 六十九、 七十、 七十一、 七十二、
- 一、 七十三、 七十四、 七十五、 七十六、 七十七、 七十八、
- 一、 七十九、 八十、 八十一、 八十二、 八十三、 八十四、
- 一、 八十五、 八十六、 八十七、 八十八、 八十九、 九十、
- 一、 九十一、 九十二、 九十三、 九十四、 九十五、 九十六、
- 一、 九十七、 九十八、 九十九、 一百、

一、五老 坂口 善吉
 一、六老 東 九兵衛
 次座

茶屋善吉
 東ノ九兵衛
 奥野助左衛門

井森庄右衛門
 大下弥左衛門
 神田利左衛門

西垣外武右衛門
 大下甚右衛門
 西垣外武右衛門

大上巳之吉
 角城与次兵衛
 北尾文五郎

大下安次郎
 北尾新右衛門
 小谷庄之助

中井正太郎
 山ノ藤右衛門
 大上安五郎

大上安五郎
 辻 楠太郎

という、講衆の年齢階梯に基づくと思われる座順が定められていた。この史料は、安永二年のものであるが、その後変更があった時に書き加えられたようで、例えば、「六人順席」の四老は一老、五郎は三老と書き替えられていたり、「中老順席」から「六人順席」、「次座」から「中老順席」に名前が書き加えられたりしている。これらの書き加えなどからみても、「福德寺座中順次」は、一番上部に「六人順席」、その下に「中老順席」、そして最下部に「次座」という三

つの組織によって構成されていたことがわかる。

そして、この史料にみえる名前を「座中記録」と照合してみると、このうち傍線をひいた者の子供が、「座中記録」嘉永三年（一八五〇）から文久四年（一八六四）の「かん」（仕頭かん）となっているのである。「若子」のなかから二人が務めることになっている福德寺座祭礼頭役を、福德寺座中の「六人座席」「中老順席」「次座」のメンバーの子供が務めているということは、「福德寺座中」という組織の下に「若子」組織があったことを示しているよう。この点から、福德寺座は、いわば村の乙名層が中核となった集団を最上部組織として、その下に「若子」「座下り」という、いわゆる「講若衆」組織を従えていたといえ、そのうちの「若子」「座下り」組織が祭礼を担当していた、ということがわかるのである。

ちなみに、この「若子」集団も、その内部は年齢階梯的な座次構造となっていたようである。「座中記録」付箋には、

辰正月八日改め

若子	大上	弥七
貳	小畔	定四郎
参	西垣外	三兵へ
四	奥ノ	重次郎
五	油屋	要助
六	大下	孫八
七	小谷	太助
八	大上	惣平
九	北尾	文治
十	下浦	田助
十一	中井	安治郎
十二	茶屋	清吉

明和九稔 福德寺座式

とある。「福德寺座式」と書かれていることから考えれば、ここにかかれてある番号は座次であったと考えられる。おそらく、このなかから年齢階梯順に、その上部組織である「福德寺座中」に入るものと推測できよう。

以上、粗雑な分析ではあるが、福德寺座の内部の構造を「座中記録」から考察し、また「豊田村福德寺講中掟」から座の運営方法やその座の組織が村の組織と一体的なものであったことが具体的に明らかになった。だが、これはあくまで文書にみえてくる座のあり方であるため、さらに現地での聞き取り調査などを通じて検証していく必要がある。したがってここでは、一応の仮説として提示し、村講中になる家が限定的であったことなどを確認するにとどめた。それでは、どのような家が豊田村講衆になる家だったのだろうか。次に、その点について考えていきたい。

2 豊田村福德寺座にみる近世初期の村構造

寛永二十一年（一六四四）の「家数人数帳」には、豊田村の村高七六〇石二斗、内永荒（池底・川成）一九〇石五斗七升五合、毛付高六四〇石六斗四升五合、内他郷より出作五六石二斗八升一合、村の惣作四一石四斗六升九合、村の小前分五四二石八斗七升五合、そして家数四三間、人数三八五人という、村の基本情報が書き上げられた上で、一軒ごとの家の持高と家族構成が記されている。このなかで、持高が飛び抜けて多いのは、やはり庄屋家であった小谷家（西小谷）であった（表3）。次に、小谷家の分家である東小谷家が、西小谷家の持高約三分二の持高で続く。持高上位五番目までは二〇石以上、また約半数が一〇石以上の持高であった。

この「家数人数帳」にみえる各家の構成員を、「座中記録」に照らしてみても、ある程度固定された家の構成員の名を「座中記録」のなかに確認することができる。それを示したのが表3であるが、まずわかるのは、近世での持高の多い者が福德寺講衆になっ

ている傾向があるということである。特に、持高上位五軒は、家の下に下男・下女を抱え、牛馬を有するような、いわば有徳の家であり、また「小谷」「神田」「小川」「中（中井カ）」などの家は、「御頭次第」にも中世以来その名がみえる名字持ちの家であった（表1）。こうした中世以来の家が近世においても続いた場合は、その家が福德寺座講中のメンバーとなることは容易に想像できよう。

だが、一方で特徴的なのは、持高が多い者が必ずしも講衆ではないということであろう。これは、持高が少ない者でも講衆の資格を有していたことを示している。吉田氏は、「豊田村では、持高の上で突出した庄屋小谷氏と、それにつぐ年寄層が上層を構成し、これらが福德寺の修理や運営に中心的な位置を占めていたものと考えられる」と述べている。確かにそれは射的を射ているが、それですべてを説明したことはない。問題は、なぜ近世において庄屋・年寄層などの有力な家以外が、本来限定的な性格を持つ福德寺座の講衆となっているのか、ということである。

福德寺座講中として確認できる家のうち、小谷家は「御頭次第」にすでに記載されているように、中世末期以来の有力家であった。「御頭次第」には、基本的には地名が頭役者名のところに付されているが、「小谷」などのように、名字と思われる呼称が付けられていることもある。先に述べたように、「神田」「イモリカイ（井森垣内）」は、旧土地台帳から小字内の小地名として確認できるが、こうした地名は一方で名字として使われる。実際に、近世を通じて「神田」「井森」という名字は「座中記録」に散見することから考えれば、これらも名字として考えることができ、その名字は「御頭次第」にも記載されている。同じように、福德寺講衆のうち「座中記録」に名字としてみえる家のなかで、「小川」「観音寺」「後そわ」「大下」「中（井）」は、「御頭次第」にも確認できるのである。

実際に「御頭次第」にみえる名字と、「座中記録」に記載された家が、中世以来継承されている家かどうかはここでは確定できない

が、「御頭次第」から「座中記録」への移行のなかで、同じ名字が確認できるという点から考えれば、何らかの形で名跡は継承されていたものと想定される。このように考えれば、福德寺講衆となる家は、豊田村に中世以来存在した家であったのではないかと、という仮説が提示できよう。

だが、一方で「御頭次第」のなかにみえる名字のうち、「西ノカイト」「多米」などは「座中記録」にも確認できるにもかかわらず、福德寺座講衆のメンバーとしてはみられない。それは、「西ノカイト」や「多米」が、小谷家などがある福德寺を中心とした北垣内や南垣内などの集落とは石津川を挟んだ対岸にあり、また光明寺を中心とした一つの集落を形成していたためではないだろうか。

第一章第二節では、中世においては「中村」が政治的組織として機能しており、その内部に開発を基礎とした集落が点在していたのではないかと述べた。だが、そうしたあり方は一五世紀末から一六世紀にかけて徐々に変化がみられるようになる。それは、それまで集落名としてみえていた地域呼称が、近世以降に村名として定着する集落名の下に表記されるようになることに示されている。例えば、梅村については、「御頭次第」に「トカ」や「長内」などの集落名がみえるが、それが一五世紀末になると「トカノ長内」という表記で記載されるようになる(表1)。また、富蔵村では「トヒクラ(富蔵)」や「柳谷」が集落名としてみえるが、それも一六世紀初めには「トヒクラ柳谷」と称されている。これは、梅・富蔵というまとまりで集落同士が結合しつつある状況を現すものと考えられよう。

そして、こうした状況は豊田村にも一六世紀初め以降顕著にみられるようになる。一五世紀末までは、「トヨタ」「池尻」「北尾」「神田」「小川」など、集落名が単独で書かれていたが、一六世紀以降は「トヨタ池尻」「トヨタ北尾」「トヨタ神田」「豊田小川」という表記に変化しているのである。こうした変化は、豊田村という名のもとに集落の結合が展開したことを想像させる。だが、そのなかで、

「御頭次第」にも早くから散見されていた「多米」や「西ノカイト」は豊田という村名とともに記載されていない。特に「多米」は、「タメノ中室」というように、「多米」という地域呼称が小集落名の上に付いているのである。

この点から考えれば、石津川を挟んだ西側の集落は、開発過程の異なる石津川東側の集落とは独立的に成立し、その後もそのなかに存在する小集落を「多米」というまとまりに結集させていった状況を読み取ることが不可能ではない。光明寺がいつ頃の創建かは不明であるが、多米周辺の人々は中世段階では豊田村あるいは福德寺との関係は比較的薄かったのではないだろうか。それが、福德寺座講衆のメンバーに「多米」や「西かいと」が入っていない理由の一つと想定しうる。

ただし、「座中記録」にみえる名前がほかの史料で確認できるのは、近世初期では寛永二一年の「家数人数帳」などの史料しかなく、この史料で確認できるのは寛永年間から寛文年間初期までくらいである。そのため、そこに記載されている家が近世初期から固定されていた家かどうかは確定できない。また、「豊田村福德寺講中掟」にあるように、講衆の家でなくても、その後になって新たに講衆になる家が創設される場合もあるし、講衆の家が没落してしまう場合もあっただろう。つまり、豊田村というまとまりが確立されてくる寛永期以降になると、より講衆の家の異同が増えてくるものと推測されるのである。本稿において、講衆の家について近世の中後期までを含めて追跡することはできないため、ここではあくまでも寛永期の状況からの見解として示しておくことにしたい。

以上の分析から、福德寺座が村の運営組織であったこと、そしてその運営を担ったのが講衆であったことを確認した。また、その講衆となる家が限定されており、それがおそらくは中世以来豊田村域に居を構え、村人として福德寺に結集していた家であったことを想定した。だが、近世に豊田村として一括される地域のかなには、福

徳寺を中心とする地域とは少し距離をおいた集落もあった。

そうすると、なぜ太閤検地ではその地域を含めて豊田村（梅村を含む）というまとまりで把握しようとしたのか、という点がやはり問題となる。それについて本稿で答えを出す用意はないが、先にも述べたように、どのように支配単位を設定するかは、その時の在地状況に左右される。豊田村の当時の在地状況を考える必要があるが、その点を考えるにあたって鍵となるのは、耕地の入り組み状況と、天文期以降その名がみえるようになる小谷家との関係であろう。

小谷家は豊田村のなかで、後に山城を背負う場所に居館を構えていた。このような立地は、伊豆国長浜村の大川氏や駿河国獅子浜村の植松氏、上野国三波川村の飯塚氏などの東国土豪の居館のあり方と同じである(19)。彼らは、戦国期以来村の政治・経済・軍事を担う者として村のなかに居住していたが、村内にはなにも彼らのような突出した土豪が一人だけ存在していたわけではなかった。三波川の飯塚氏は、同村に居住する地侍のなかの一人であったが、飯塚氏が地侍を束ねる立場にあり「北谷衆」として大名の軍事動員に応じていたし、同様に武蔵国荒川村の持田家も同村の地侍衆の長として「荒川衆」を率いて参陣していた(20)。

豊田村も、上神谷のなかでは戦略上特に重要な拠点であったことをふまえれば、天文期以降、すなわち戦国期以降成長してきた小谷家も同様に、この地域の軍事的動向を主導していたということは想像に難くない。そして、そうした軍事行動のなかで、小谷城や梅城、そして石津川西側を包摂する地域を軍事的テリトリーとして設定し、その地域の地侍衆を動員することで一体的な地域を創設していったのではないだろうか。中世末期の史料に乏しいため、あくまで推測にすぎないのであるが、そのような政治的状況とともに地域形成が進んだことが、近世以降の支配単位としての村設定に何らかの影響を与えたものと考えられるのである。

飯塚家も持田家も、そして植松家も大川家も、近世では庄屋とな

り、村内では経済的に突出した存在となっていく。こうした動向も小谷家と同じであったといえるが、それは軍事行動に参加することが領主化志向に基づくものではなかったことと同時に、村を代表して、地域防衛のために軍事行動を主導することが、逆に村内での足場を固めることになったことを示しているといえよう。その点は、小谷家にも当てはまるのではないかと考えられるが、小谷家の経営状況をより詳細にみていくことから補足していく必要がある。

このように、福徳寺座の構造から豊田村の内部構造について検討し、そのあり方が中世末期頃に遡ることを想定した。一六世紀以降、上神谷のなかの集落がまとまって近世につながる村が形成される動向がみられるようになるが、依然として上神谷というまとまりは近世以降も継承されていく。その理由について、次に考えていきたい。

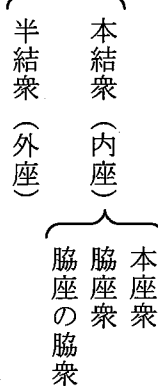
三 上神谷地域のまとまりと用益利用

上神谷地域は、すでに南北朝期には若松庄上条と下条に区分されていた。これは荘園支配機構の分裂により生じた地域分割の結果であると考えられるが、その後は上条・下条ともにその地域区分での結合が、それぞれの鎮守社を中心に進展していく。下条に関しては、史料が残っていないため、詳細を知ることが困難である。そのため、ここではまず上条の別宮八幡宮に残された記録から上条としての結集形態のあり方を探り、その上で上条・下条両者をつなぐ要因を用益利用の面から検討していくことにする。

1 「中村結鎮御頭次第」にみる上神谷地域

「中村結鎮御頭次第」については、三浦氏によって詳細に分析されている。それによれば、別宮八幡宮の宮座は本結衆と半結衆で構成され、その差異は村落内身分の違いに由来するという。この本結衆により構成されるのが内座、また半結衆によって構成されるのが

外座であった。そして、半結衆から本結衆に入るには、宮座に以前から席を持つ者の「脇」「脇座」あるいは「脇ノ脇」となることが必要であり、その場合、内座の正式メンバーの呼称である「本座衆」に対して「脇座衆」「脇座の脇衆」と呼ばれたようである。これを、三浦氏の論文から図式化すると、



ということになる。このうち、本結衆が宮座の中心的な構成員であった。そのため、毎年の鎮守社での祭礼の頭役である「正頭」や「料頭」「込頭」は、この本結衆のなかから選ばれる原則があったのである。「正頭」とは、宮座の規式に従って、おそらく宮座の臈次順に選出された者であったのに対し、「料頭」「込頭」とは社修理・造営等のために出銭することにより頭を務めることになった者であった。この頭役を中心に、毎年の年初祭礼が催されてきたのである。

三浦氏や吉田氏も指摘するように、祭礼頭役を務める者のなかには、「森殿」「東殿」「西殿」「多米殿」など「殿」付けで呼ばれる者も含まれている。第一章第二節で述べたように、これら「殿」付けの者たちは豊田村・梅村地域に城を構えていたような、いわゆる領主階層である。だが彼らは、宮座入をして本結衆となるという手続きを必要としない階層で、本結衆のなかから選出される祭礼頭役などとは身分を異にする者であったといわれている。そのため、彼らが「正頭」「料頭」「込頭」になることは稀であった。殿付衆が頭役を務める年には、「騒動」「依指合ヲクル」などと注記されている場合もあることからすれば、彼らが頭役を務めるのは、本来では本結衆によって果たされる役が、なんらかの差し障りや問題が発生した時であったことがわかる。

では、その問題とは何か、ということが問題となるが、「御頭次

第」に「騒動シテ不勤御頭」「食堂ノヒサシ時騒動」などの注記があることから、別宮八幡宮の祭礼は社修理などの費用や、祭礼そのものに必要な費用が工面できない時に、「不勤正頭」という事態に陥っていたことが確認できる。実際に、永祿二年（一五六八）に「西殿」が正頭を務めた注記に、「サノふシン時」とあるのも、そうした状況を如実に示すものといえよう。そして、おそらくは、本結衆が費用を捻出できないという背景には、「御頭トマル 依日照」「依早魃退転」という、当時の社会状況が密接に絡んでいたと考えられる。

田村憲美氏の研究によれば、飢饉・災害の頻発する中世社会にあって、毎年襲ってくる端境期の食糧不足による餓死から唯一免れていたのは、京都の公卿集団であったという(21)。つまりそれ以外の階層は、毎年襲ってくる飢えの危機に直面していたといえよう。そうした状況下で、本結衆は自らが出銭できない場合に、彼らよりは有徳であった殿付衆に頭役を務めてもらえるよう求めたのではないだろうか。中世社会においては、主要な領主の責務は勸農であったが、それは在地における勸農が不可能な場合に、領主による勸農が求められたということが指摘されている(22)。こうした研究をふまれば、非常時の出銭を在地側が領主に求めたのも、またそれに応じて領主が頭役を務めたのも、領主と在地の勸農をめぐる関係に規定されたものであったと捉えられよう。それゆえに、天文二〇年（一五五二）に別宮八幡宮の神宮寺であった成願寺の修造を、正頭となりうる上神谷上条の本結衆や半結衆とともに、「森殿」「西殿」「多米殿」が執り行ったのである。

実際に、当該期の上神谷では、祭礼が開催できないという状況が頻発していた。特に寛正飢饉以降はその動きが顕著になる。このことは、長祿四年（一四六〇）寛正一年（依テ早魃」という大飢饉下で、本結衆が出銭できない状況に至り、本来なら本結衆に「新入」してから頭役補任まではかなり年月を有するところを、「八月新

入」が即頭役を務めているという事態からもうかがうことができよう。そして、寛正飢饉以降、内座Ⅱ本結衆から選出される規定であった頭役を外座Ⅱ半結衆の者も務めるようになっていくのである。

この後、文龜一年（一五〇一）頃からは、「依指合コミ頭」を務めた若庄司を、外座であるにも関わらず「惣トリ成」により正頭にしたり、正頭を選出できず、「惣取成シ」で祭祀を執り行うことが多くなってくる。一方で、殿付衆からの出銭は減少するが、それは吉田氏も指摘するように、領主層の在地不在に一因があったといえるが、それとともに「惣」という単位で正頭を務めるといふシステムが確立してきたことによる。このシステムは、いわば危機状況下の非常措置と捉えられるが、そのことからわかるように、官座の運営は基本的に在地の「惣」によって担われていたといえよう。

では、別宮八幡宮の官座に入る人々ほどのような階層だったのだろうか。一つ特徴的なのは「庄司」と呼ばれる人々である。彼らは「逆瀬川庄司」「長島庄司」「イモリカイ庄司」「桜井庄司」「トカノ長内庄司」「池尻中ノ庄司」「柳谷刑部二郎庄司」「カタクラ孫太郎庄司」など、上神谷上条のそれぞれの集落名を冠しているが、「庄司」がそもそもは荘官職の名称であったことから考えれば、その集落のいわば代表的な存在としてみることができよう。また、正頭には衛門・官途成した名前が多くみられることからすれば、やはり正頭になる階層は、各集落の有力百姓層であったと想定される。

官座の構成員は、基本的には中世以来元禄期までは変化なかったといえ、上神谷上条の集落が交代で正頭を務めていたようである。ただ、吉田氏も指摘するように、一八世紀中頃以降は、正頭を務める村が豊田村に限定されていくようになる。それは、一八世紀以降の小谷家と上神谷地域との関係の変化に一つの要因があったと考えられる。その変化について追究することは筆者の能力を超えるため、本稿では保留にせざるを得ない。だが、重要なことは、中世以来の官座の運営方法が、基本的には近世前期までは維持された、という

ことであろう。これは、一五世紀半ばから一七世紀までを一つの時代として捉える近年の研究手法に合致する状況を示しているが、そうした秩序が維持されるということは、上神谷上条という地域秩序が維持されることを意味する。それでは、近世以降もそれが維持された要因を考えるために、次に上神谷の用益利用についてみていく。

2 山利用・用水利用の単位としての上神谷

上神谷地域は、下条・上条合わせて二ヶ村で共有する「惣山」を、畑村の「おく山（奥山）」・片蔵村の「まきつか（巻塚山）」・下条の「ふせノ瓦・一ノ坂」に持っていた（「小」二四四四・一一一六）。吉田氏の研究によれば、惣山の管理は村の庄屋・年寄が中心となって掟を定め、その規制のもとに自治的に行われていたという。その規制とは、惣山における松木等の伐採であり、違反者に対しては「過料」を課すことに決めていた（「小」五〇二三）。つまり、松木等の立木は、領主の所有下にあったものであったということであるが、それは逆に、上神谷の村々の惣山における用益は下草苧りであったことを示している。したがって上神谷では、山利用は耕作の際の肥料、あるいは牛馬の飼料となる下草利用が主であったといえる。惣山の他に、各村は「内山」という山を各村で管理していたが、その利用も、主には下草苧りであったと考えられよう。

それでは、こうした山を上神谷および各村はどのように維持しようとしていたのだろうか。その点について、元禄九年（一六九六）から元禄一四年（一七〇一）にかけて争われた泉河国境相論を取り上げて考えていきたい。

そもそもこの相論は、元禄九年、幕府から「今度国絵図仕上候様」と被「仰付」たことに始まる（「小」三四六〇）。国絵図作成にあたって、正保一年（一六四四）の国絵図作成以後の「国境・郡境論所有之候哉、被相尋御裁許之趣書付御差出可被成候、御裁許不相濟処茂候ハ、是又御書付可被成候」（「小」三四六〇）と、石津

村庄屋を通じて堺奉行から命じられ、各村は早速国境の確認作業を行うことになる。その確認作業は、国境を挟んで隣接する村同士が「双方立合相改証文致させ指下様」にと、「江戸本郷絵図御役人様方より被仰出」ていたので、両村の庄屋・年寄・百姓が出合つて行われた（「小」三四六八）。

その際に問題となつたのが、河内国錦部郡下里村と和泉国大鳥郡片蔵村の間の国境の位置であつた。下黒村と片蔵村は、元禄十一年（一六九八）双方が国境付近で確認作業を行ったようであるが（「小」三四六八）、その際お互いの認識に齟齬があつたのか、翌元禄十二年一〇月には上神谷一ヶ村の庄屋・年寄が連署で、国境は「上神谷拾壹ヶ村立合山之内字青坂山、河州^三而も青坂山と申候、泉州^三而も青坂山と申候、青坂土居限、国境紛無御座候」と述べた一札を、下里村の領主である本多隠岐守康慶の奉行に宛てている（「小」三四六九・三四七〇）。それと同時に、上神谷一三ヶ村は、自身の領主に對しても訴えを上げている（「小」三四七二）。

乍恐差上ヶ申口上書

一、泉州大鳥郡片蔵村より出ル道、河州錦部郡下黒村国境之儀、御尋被成候、青坂道切土居限国境紛無御座候、然所^三峯通、国境之様^三下黒村より被申候へ共、古来より青坂道切土居限国境を違、只今新規^三峯通、国境と申証文仕上ヶ申儀迷惑^三奉存候、就夫本田隠岐守様御役人^三如此幾重^三も御改申上候、以上、

太兵衛（印）

太郎右衛門（印）

三郎左衛門（印）

与左衛門（印）

権兵衛（印）

甚太夫（印）

治右衛門（印）

七左衛門（印）

元禄十二年卯十二月十九日

小田弥右衛門様

根来彦兵衛様

森新右衛門様

逆瀬川村庄や
利左衛門（印）

釜蓋村庄や
与兵次（印）

片蔵村庄や
仁左衛門（印）

和田村庄や
喜左衛門（印）

三木開新田村庄や
吉兵衛（印）

此通り之証文牧野備後守様御役人へも可申候、

先にも述べたように、上神谷一三ヶ村は渡辺氏領一ヶ村と牧野氏領二ヶ村から構成されていた。ここでの宛先は、渡辺氏側の奉行であつたが、奥書にあるように「牧野備後守様御役人」に對しても同様の文書が提出されたはずである。この文書から明らかになように、問題の核心は、上神谷側が「青坂土居」を国境と主張するのに對して、下里村が「峯通り」を堺と反論した点にあつた。

この相論は、その後も両者譲らずに泥沼の論争が展開されていくのであるが、その結果よりも、まずここで注目されるのは、片蔵村と下里村との国境相論であるにもかかわらず、訴えの主体としては上神谷一ヶ村（あるいは二三ヶ村）として現れていることである。この国境は確かに山間部ではあるが、片蔵村には上神谷の惣山はなかつたはずである。したがつて、本来なら国境相論は片蔵村内山の範圍をめぐるとして展開するべきところであつた。それが上神谷一ヶ村（一三ヶ村）として、しかも論所を「上神谷拾壹ヶ村立合山之内字青坂山」と称して、下里村一村を相手取り訴訟を行っているのである。

上神谷一ヶ村（一三ヶ村）のなかには、渡辺基綱領の村と牧野成貞領の村が含まれている。このことから、国境相論に際し、領主の違いを超えて上神谷というまとまりを重視して結集している様子が読み取れよう。このうち、一ヶ村の場合、渡辺氏領の豊田・小代・太平寺・大庭寺・田中・富藏・畑・逆瀬川・釜室・片蔵と牧野氏領の和田という構成になり、これがその後の相論のなかでも一般的に現れてくる訴訟主体であつた。そして、このなかには、いわゆ

る上神谷一三ヶ村のうち、鉢峯寺村と梅村は含まれていない。梅村は一三ヶ村としてみえる先の史料には訴訟主体として現れるが、鉢峯寺村はここにもみられない。先にも指摘したように、鉢峯寺村は惣山に対する山年貢も負担していなかったことから考えれば、やはり上神谷地域の山利用秩序に鉢峯寺村は含まれておらず、自村内部の内山でまかなっていたものと捉えられよう。それゆえに、この訴訟でその名が現れないのである。

一方、梅村はどうだろうか。梅村は、豊田村との関係が深く、年貢・山年貢ともに豊田村を通じて納入していた。しかも、惣山年貢は豊田村と一括して賦課されているのである(「小」二四四四)。
おそらくそうした関係から、梅村は山利用に関する訴訟のなかで、あえて前面に立たなかつたのではないだろうか。そのように考えれば、上神谷一ヶ村というまとまりで訴訟が行われたのも、あなたが想像に難くない。

では、山領域をめぐる相論のなかで、上神谷一ヶ村というまとまりが現れてくるということが何を意味しているのであろうか。上神谷一ヶ村というまとまりは、いうまでもなく山領域を維持するための相互結合であろう。しかも、それは単に上神谷で共有する惣山のみを媒介に結びついていたのではない。各村の内山に関する訴訟に対しても、他村がまるで自村のことのように、論所を「立合山(惣山)」に仕立て上げて、その権益維持に奔走していることから考えれば、それは各村の内山維持のための結合でもあったといえる。

そして、その協力は、訴訟という政治的行動のみにとどまらなかつた。訴訟には、莫大な費用が必要であつたわけであるが、その費用を豊田村・逆瀬川村・和田村・太平寺村・富蔵村・田中村の現庄屋と片蔵村の前庄屋が負担しているのである(「小」二四八八)。
その出資のなから、実際に訴状を認めるための紙代や与力衆・内衆など、訴訟関係者への「遺物」、絵師の食費、周辺地域への酒・

茶などの振る舞い、飛脚代など、訴訟を有利に進めるための出費が行われている。これは、元禄一四年(一七〇一)三月一〇日に作成された「二月廿日より京路銀覚」であつて、同年二月二〇日から三月六日までの出銭の記載であるが、それ以前も同じような形で費用を調達していたと考えられる。

このような訴訟の実態に鑑みると、上神谷というまとまりは、地域内に点在する山を維持するための政治的・経済的結集であつたと位置づけられよう。その結集は、日常的な再生産の単位としての村とは別次元に存在し、日常的にはさほど強く結びついているわけではないだろう。だが、ひとたび上神谷領外から山用益を阻害されるような事態に至つた時に、以前からの上神谷という結びつきが呼び出され、他領からの侵害を排除するという目的のもとに堅く結びつくのである。そして、その用益維持のための結集を維持させていたのが別宮八幡宮および多治速比売神社における祭礼であつたといえる。

小島道裕氏によれば、比較的広範囲で村々の連携がみられる状況を、生業をもにす村々が水利などの用益の共同利用を通じての連携、あるいは用益の共同利用を媒介に形成される祭祀圏を中心にした連携の結果として理解しようとしている(23)。上神谷の場合も、用益の共同利用の組織として、近世を通じて維持されていくものと考えられよう。

その点は、水利用の観点からも同様のことがいえる。この地域は、ほとんどが溜池灌漑の地域である。その溜池は山間に築造されていたことからすれば、山の境が移動し、山の利用法が変わることで、溜池をめぐる環境も影響を受けることになり兼ねない。溜池灌漑は、溜池同士を水路でつないで、より低い土地を灌漑するような仕組みになっており、それは一つの村を越えて展開していた(絵図2)。また、その溜池自体も、複数村落の「立合池」になっているものもあつた。特に水不足が深刻な下条地域では、用水の確保が困

難であつたようで、下条四ヶ村が上流の田中村の井関を切り落とすという問題も発生していた（「小」五二七三）。用水を確保するためにも、山利用のあり方を維持することが求められたと想定できよう。

以上のように、上神谷というまとまりを、山用益・用水用益を維持する枠組みとして捉えるという提起を試みた。その結合は、いわば山用益の侵害という非常時に際して高度な政治性をもつ組織として機能するようになるわけであるが、そうしたまとまりは日常的には、用益維持組織の結集の場としての鎮守社での祭礼によって継承されていく。だが、結集を維持する媒介はそれだけではなかつた。他領からの侵害に対しては団結する上神谷も、時には上神谷内部で用益をめぐる相論を展開する。それを解消し、上神谷というまとまりを維持するためにも必要とされたのが婚姻・養子関係であつた（表4）。婚姻は同村内で行われることが多いが、一方で上条・下条の各村や、上神谷領外の隣接村落とも密接に結びついていることがわかる。有縁の関係は、時に対立する二者を和解させる役割を果たす。上神谷内部、あるいは外部との関係を平和に収めるためにも、相互に婚姻・養子関係が結ばれたと考えられよう。

おわりに

以上のように、本稿では上神谷という地域的枠組みとその内部にあつた各村の枠組みについて検討し、①中世においては上神谷は若松庄上条・下条という単位で政治的村落が形成されていたこと、②そのなかから戦国期頃から近世につながる村の領域・構造が作られつつあつたこと、③近世村は、そうした戦国期以降の動向を反映して、最終的に村として確立してくるものであつたこと、④だが村が確立した近世以降も、上神谷というまとまりは、山用益を維持する枠組みとして継承されていくこと、などを指摘した。甚だ煩雑な分

析となつたが、以上のような検討の結果、上神谷というまとまりと各村の組織・経営は、それぞれ別次元のものであるが、一方で相互補完的に存在していたものであつたと位置づけることができよう。各村の再生産を成り立たせるためには、上神谷という範囲での用益維持を必要としたためである。

だが、本稿では解明できなかった課題も残つた。それは、太閤検地で上神谷ではなく各集落を村として設定するに至つた当該地域の政治的な状況である。この問題を解明するには、各村の出入作の問題など、耕地利用のあり方を追究していく必要があるだろう。あるいは、戦国期以降上神谷を代表するようになっていく小谷家の存在が密接に関係しているかも知れない。実際に、近世において、豊田村の飛地は各所にみられる。小谷家の存在が関係しているとするならば、今後は小谷家の経営状況も視野に入れて検討していかなければならぬだろう。すべて今後の課題として、本稿はここで擱筆したい。

註

- (1) 吉田ゆり子「兵農分離と地域社会の変容」（『兵農分離と地域社会』所収、校倉書房、二〇〇〇年）。以下、吉田氏の見解を引用する際は、この論文による。
- (2) 「奥野健一文書」（『堺市史』続編第四卷所収）。なお、以下『堺市史』続編第四卷は『堺』と略記する。
- (3) 国立国文学研究資料館史料館所蔵。その目録は、同史料館が発行した『史料館所蔵史料目録』第三六集にまとめられている。以下、「小谷家文書」を引用する際には、「小」と略して『史料館所蔵史料目録』の整理番号を併記することにする。なお、同史料館に所蔵されている「小谷家文書」は、寛永期に二家に分家した小谷家のうち、「西小谷家」と呼ばれる家に伝来した文書群である。
- (4) 三浦圭一「惣村の起源とその役割」（『中世民衆生活誌の研究』所収、思文閣出版、一九八一年、初出一九六七年）。

- (5) 安良城盛昭『幕藩体制社会の成立と構造(増訂第四版)』(有斐閣、一九八六年、初版一九五九年)ほか。
- (6) 鷺見等曜「徳川初期畿内村落構造の一考察」(『社会経済史学』五・六合併号、一九五八年)。以下、鷺見氏の見解はこれによる。
- (7) 脇田修「近世村落構造とその展開」(『近世封建社会の経済構造』所収、御茶の水書房、一九六三年)。
- (8) 朝尾直弘「初期村落の階級構成」(『朝尾直弘著作集第一巻 近世封建社会の基礎構造』所収、岩波書店、二〇〇三年、初出一九六七年)。
- (9) 朝尾前掲註(8)著書および『堺市史』続編第一巻。
吉田前掲註(1)論文。
- (10) 『堺宮座史料集(二)』(『堺研究』第三号、一九六八年)。なお、この史料は、同史料集において「小谷家文書」とされているが、この史料を所蔵しているのは「東小谷家」であり、国立国文学研究所資料館史料館所蔵の「小谷家文書」とは異なる。現在は、堺市博物館に寄託されている。
- (11) ちなみに、吉田ゆり子氏は、上神谷の人々が「村」という概念を認識した時期を、「御頭次第」で「村」記載がみられるようになる元和年間に設定しているが、当然、人々にとって法的・政治的組織としての「村」が認識されていたか否かは、「村」という呼称がみられるかどうかのみによって求められるわけではない。それは、村が設定されたといわれる近世以降も、必ず「村」という呼称が在地の史料に使われるわけではなく、「荘」や「郷」などと書かれる場合もあったことによく示されている。現在に残存している史料はほんの一部であり、またそれでさえ当時の書き手の嗜好に規定されていることに十分注意しなければならぬだろう。
- (12) 海老澤衷『莊園公領制と中世村落』(校倉書房、二〇〇〇年)。
『中世近世移行期における土豪と村落に関する研究』(二〇〇一
- 〔四年度科学研究費補助金基盤研究(B)(1)研究成果報告書、研究代表者池上裕子、二〇〇五年)。
- (13) 『関西大学所蔵分小谷家文書』これは、国立国文学研究所資料館史料館に所蔵されている「小谷家文書」と同系統の文書群で、「和泉国大鳥郡上神谷豊田村小谷家文書目録解題」(『史料館所蔵史料目録』第三六集)によれば、西小谷家から放出された文書が二分されたもの的一方であるといわれている。今回は、国立国文学研究所資料館史料館が撮影したマイクロフィルムを利用した。なお、整理番号はP八〇〇九、一一二である。
- (14) 小谷城郷土館の館長小谷寛氏および学芸員森村紀代氏には、二〇〇五年八月一八〜一九日に現地調査を行った際、同館所蔵の「中村結鎮御頭次第」や「福徳寺座中記録」を閲覧させていただき、また上神谷および豊田村地域についてご教示いただいた。ここであらためてお礼を申し上げます。
- (15) 『内務省地理局における地図集積管理構造の復原的研究』(二〇〇二〜三年度科学研究費補助金基盤研究(C)(2)研究成果報告書、研究代表者横山伊徳、二〇〇四年)。
- (16) 「和泉国大鳥郡上神谷豊田村小谷家文書目録解題」(前掲註(15))によれば、上神谷の領主は、永禄年間には土佐氏、天正一三(一五八五)以降は加藤清正、文禄三年(一五九四)には岸和田城主小出秀政、元和五年(一六一九)〜寛永一八年(一六四一)までは堺奉行支配下で根来盛重が代官、寛永一八年以降は堺奉行石河勝政管轄下、寛文一年(一六六一)には幕領直轄の時代が終わり、旗本渡辺吉綱知行地へと変遷する。そのなかで、梅村は元禄一年(一六八八)以降牧野成貞和領知となり、また和田村は寛文四年(一六六四)に水野元重領知、その後元禄年間には梅村と同じく牧野成貞領知となったようである。
- (17) 拙稿「駿河国獅子浜村の景観と土豪家一植松家と増田家を中心に」(池上裕子編『中世近世移行期の土豪と村落』所収、岩田書院、

- 二〇〇五年)。
- (20) 拙稿「土豪の生態と大名・村落」(藤木久志・黒田基樹編『定本 北条氏康』所収、高志書院、二〇〇四年)。
- (21) 田村憲美「死亡の季節性からみた中世社会」(『日本中世村落形成史の研究』所収、校倉書房、一九九四年、初出一九八五・一九九二)。
- (22) 山本隆志「勸農」(『荘園制の展開と地域社会』所収、刀水書房、一九九四年、初出一九七七年)。
- (23) 小島道裕「地域的祭祀の起源と機能―守山市小津神社祭祀圏を事例に―」(『国立歴史民俗博物館研究報告』第九八集、二〇〇三年)。

【表1】中村結鎮御頭次第(正平8年から万治3年まで)地名一覧

年代	豊田	楯	片蔵	釜室	富蔵	田中	煙	逆瀬川	不明
1353~1370	トヨタ		上村		富蔵	泉	ゴセ煙	サカセ河	長島
1371~1380	観音寺・辻				富蔵・ヒケウラ		煙		長島
1381~1390	多米・トヨタ・観音寺・ツシ				富蔵・ヒケウラ				長島
1391~1400	観音寺・辻		カマムロ						今林
1401~1410	タメ・多米・大トシ・大年トヨタ・ツシ						ハタ・煙	逆瀬河	長島・長島・ヤケウラシ
1411~1420	イモリカケ・トヨタ・観音寺・小川		上村				ハタ・煙	サカセ河	長島
1421~1430	観音寺・トヨタ・多米・タメ		カマムロ・サケウラ					サカセ河	長島・ヤケウ
1431~1440	イモリカケ・大年・トヨタ・観音寺・タメ		二尾					サカセ河	長島・長島
1441~1450	大年・観音寺・イモリカケ・トヨタ					田中	煙	逆瀬河	長島・カケウラシ
1451~1460	多米・トヨタ・イモリカケ・大年						煙	サカセ河・逆瀬川・サカセカワ	長島・カケウラシ
1461~1470	観音寺・イモリカケ・多米・池原		カケウラ					サカセ	九ノツホ
1471~1480	池ノシ・タメ・イモリカケ・トヨ田			カマムロ			ハタ	サカセ川	長島
1481~1490	イモリカケ・大年・タメ・池ノシ		ニヨ・片蔵	カマムロ			ハタ	サカセ川	長島
1491~1500	多米・タメ・神田・イモリカケ・北ノヲ・池ノシ		桜井・ニヨ・片蔵	カマムロ			ハタ	サカセ川	長島
1501~1510	ヲケトシ・池ノシ・トヨ田池ノシ・北尾・神田・タメ		桜井	カマムロ・カマムロ東・釜室	ヒケウラ・トミウラ・ヒケウラ		ハタ	サカセ川・サカセ河	長島・イカキニ
1511~1520	多米・タメ・池ノシ・トヨタ北尾・トヨタ池原・トヨタ神田		桜井・二尾・片倉		ヒケウラ・柳谷		ハタ	サカセ河・サカセカワ	長島・カケウラセ
1521~1530	タメノ中室・池原中・池ノ原・神田・北ノ尾		桜井・二尾	カマムロ・釜室ノ東	ヒケウラ・柳谷		ハタ・ハタノ上	サカセ河・サカセ川	長島
1531~1540	北ノ尾・神田・タメ・池ノシ・豊田・西ノカケト・イモリカケ・ウチヨム・小山		二尾・桜井	カマムロ	ヒケウラ・柳谷		ハタ	サカセ川	
1541~1550	豊田池ノシ・神田・イモリカケ・池ノシ・小谷・小山			カマムロ・カマムロ東	柳谷		ハタ・ハタノハ	サカセ川	九ノツホ・クノチホ・子ノト
1551~1560	トヨタ・多米・池ノシ・トヨタ池ノシ・トヨタ・神田・打越		サケウライ・桜井	カマムロ	ヒケウラ・ヤチキ谷・ヤチイ谷・柳谷		ハタ	サカセ川	九ノツホ
1561~1570	神田・トヨタ池ノシ・トヨ田・多米・小谷		桜井	かまむろ・カマムロ	柳谷・トミ蔵		ハタ・煙	さかせ川	ハヤカリ・ウチハチ
1571~1580	神田・中井・ウシロウラ・小谷・ウラソノ寺・トヨタ大下・ウチユエ		桜井	カマムロ			ハタ	さかせ川	ヒロ島
1581~1590	神田・トヨ田中井		桜井	カマムロ	ヤチイ谷・トミウラ		ハタ	サカセカワ・さかせ川	子ノノ・ねふと
1591~1600	トヨタ・小谷・中ノ井・神田		上村	カマムロ・カマムロ	ヒケウラ・ヤチイ谷		煙・ひきの・ハタノ上	さかせ川・逆瀬川	子ノノ
1601~1610	トヨタ小谷・中ノ井・トヨタ・トヨタノ小谷		上村・桜井	カマムロ	柳谷・富蔵ぬくとう・ヤチイ谷		煙	さかせ川・さかせ河	子ノト
1611~1620	神田・豊田		桜井	釜室	とひくら		煙・引野	さかせ川・逆瀬川	ねふと
1621~1630	豊田・神田・とよた大下・小谷・豊田村			釜室・かまむろ	富蔵・やなぎ谷・トミくら		煙村・煙	さかせ川	
1631~1640	豊田村中井・小谷・豊田村・中井・とよた・神田		桜井・片蔵村桜井	釜室村ヒカシラ・釜室・かまむろ	富蔵・トミくら柳谷・トヒくら		畑村馬場・畑村・ひきの・煙	逆瀬川・さかせ川村・さかせ川	
1641~1650	神田・小谷・中井・豊田村		桜井	釜室村・かまむろ村・かまむろ			畑	逆瀬川村	
1651~1660	いもりかひ・小谷・中ノ井・神田・豊田村・とよた村・とよた村中ノ井・豊田村神田		桜井・片蔵村さくらい	釜室村	柳谷		はた村・ひきの村	逆瀬川・逆瀬川村・さかせ川村	

※「御頭次第」の各年の頭役者名に付されている地名を、史料上の表記のまま載せている。
 ※地名表記のある部分に限って抜き出し、10年ごとに表にしている。
 ※斜体は近世の村名の下に小集落名が付くものを示す。

【表2】福徳寺座中記録(元和10年から元禄16年まで)

年月日	若子	座下り	つと人・つと人・正信	村入
元和10.18	(大上)庄五郎(仕当)ノ久三郎ノ鍛冶屋次三郎ノ観音寺(仕当)	いもりかい三藏ノ後そわ千松ノ小川藤二郎ノにしかいとの久松ノ中井三藏ノ小川加右衛門ノ堂坂虎松	□□□石松	
寛永2.1.8		□□□石松(志々)ノ神田馬徳ノ宗二郎藏左	神田右左衛門ノ(兼小谷)庄五郎長藏(5才?)ノ小谷七郎ノ中ノ豊七	
寛永3.1.8	吉兵衛(仕頭)ノ大上庄五郎ノ久三郎ノかちや勘右衛門	中藤五郎ノ中豊七	つか石ノかち太郎ノひかし五郎ノ茶屋徳	
寛永4.1.8	宗左衛門(仕頭)ノにしかいと与十郎ノ大下次三郎ノ藤七ノ大下太郎右衛門(志ト・82才)		大下千ツノひかし五郎ノ茶屋徳ノ中市松	
寛永5.1.8	(兼小谷)左大夫(俊長)(仕頭・45才)ノいもりかい新六	酒屋宗五郎ノ西かいと与七右衛門		
寛永6.1.8	茶屋清右衛門(仕頭・46才)ノ觀音寺(市右衛門)カ・41才ノかか次右衛門(38才)ノ中井与七郎ノ堂坂太郎ノ大上清二郎(仕ト)	ひかし長三郎ノ小川善七ノ小川甚七ノ大下せんノ中井甚七ノつか右千代		
(寛永7.-.-)	久左衛門(仕頭・50才)ノ甚左衛門ノ藤二郎ノ(中)藤五郎			いせき市松ノ五明さん
寛永8.-.-	大上庄五郎ノ茶や清左衛門(仕当)ノ大下忠三郎ノにしかいと与十郎	大下せんノつか右千代ノひかしそらさノかち太郎		
寛永9.-.-	いせき新左衛門(仕ト)ノくわんおし平右衛門ノかか右衛門(39才)ノ勘右衛門		いせき市松ノ五明三ノひかし五郎ノ元二郎	(兼小谷)左大夫六ノ大下仙藏
寛永10.-.-	与介(但69才・仕ト)ノ中藤五郎(36才)ノつかノにしかいと与十郎ノいもりかい与七ノ藤七		ひかし千代ノ神田徳	くわんおんし鶴ノ寛成し太郎
寛永11.1.8	茶や清右衛門(51才)ノいせき新左衛門ノ小川長三郎ノ小川少三郎ノいもりかい与十郎ノいもりかい新六		ひかし千代ノ(兼小谷)左大夫六	
寛永11.11.8	大下ノ大三郎(仕当)ノつか(仕当)ノ神田長二郎(27才)	神田とく	くわんおんし鶴ノ寛成し太郎ノ神田南ノとくノ大下仁藏(9才)	かちや三藏ノおわせ太郎
寛永13.-.-	(兼小谷)左大夫(俊長)(仕頭・53才)ノ与次郎(仕頭)ノ宮三郎ノ少三郎ノ(神田)三十郎(27才)ノ豊十郎	かつノひかし甚五郎ノ五郎	大あせ太郎ノかち三藏	大下太郎右衛門子五郎ノ藤七
寛永14.1.8	藤太郎衛門(志ト)ノ宗左衛門(志ト)ノ中大夫ノ大上二郎左衛門(31才)ノ六左衛門	いせき藤九郎	かつ	神田三四郎ノ神田長綱
寛永15.1.8	清衛門(志ト)ノ甚右衛門(志ト)ノ(并藤)九兵衛(38才)ノ甚次郎ノ中庄九郎		(神田)三郎四郎ノ小川長綱	中たへ
寛永16.1.8	中ノ与七郎(仕頭)ノ藤左衛門(仕頭・31才)ノ藤兵へ	五明長五郎ノ神三四郎ノ(西)小谷十才(正信・21才)ノ小谷甚兵衛ノ茶やせい太郎(23才)	かくり口はし太郎ノ田中三藏ノかちや三藏	くわんおんしと長松ノ神田二郎(8才)
寛永17.1.-	おわせ宗左衛門(志ト)ノ(并藤)九兵衛(志ト)ノ宇左衛門ノ与三右衛門ノひかし庄二郎	かちや三藏ノくわんおんし大作ノおわせ太郎		
寛永18.1.8	西かいと太左衛門ノ藤左衛門(志ト・32才)ノ(西かいと)与三兵衛(志ト・41才)ノ仁兵衛ノ(小川)藤兵衛(33才)ノ(神田)豊二郎(34才)	(小谷)左大夫六	ひかし三藏	
寛永19.1.8	藤右衛門(志ト)ノ新左衛門(志ト・56才)ノ元九郎ノ(つか)藤五郎(37才)	中藤十郎(17才)ノおわせ太郎ノ西かいと長松ノ大下仁藏(18才)		
寛永20.1.8	大上久二郎(志ト)ノ宗左衛門(志ト)ノ(小川)藤兵衛(志ト・35才)ノ甚兵衛ノたうさか太三右衛門		大上久二郎(但村入・27才)ノいせき藏三(但村入)	
正保1.1.8	はいはら久次郎(志ト)ノ善七(志ト)ノ神田勘十郎(32才)ノひかし長三郎(28才)	忠兵衛かつノいせきの与十郎ノ大上久二郎	(并藤)九兵へノ三九郎(村入・17才)	
正保2.1.8	いもりかいノ藤右衛門(仕ト)ノ大下市左衛門(仕頭・20才?)	小川長(13才)ノ東ノ三藏ノ神田三郎(13才)		
正保3.1.8	いもりかいノ藤右衛門(仕ト)ノ神田忠右衛門ノ道坂与三右衛門(仕ト)ノ大下豊五郎ノ大下二郎左衛門(40才)ノつか藤五郎(41才)ノ加九郎(仕頭ノあまじり)			
正保(4.-.-)	か九郎(志ト)ノ光右衛門口善右衛門(仕ト)			
慶安1.-.-	忠左衛門(仕ト)ノ(西小谷)治太夫(正信)(仕ト・30才)		にしかいと二郎ノ新左衛門子ノ小川彦左衛門子二藏ノ神田太郎(14才)ノ堂坂五郎作	くわんおんし与作子(さけ)
慶安2.-.-	三郎右衛門子(仕ト)ノ与三兵衛子(仕ト)ノ九大夫子ノつか石千代(香斗あまじり)	藤藤二郎衛門ノいもりかい大郎ノ甚左衛門三六		ひかし加右衛門子松石

年月日	若子	座下り	つと人・つと人・正官	村入
慶安3--	天下葦兵衛(仕上)／いせき藤五郎(仕上)／ちやや清二郎／ わんおんじと作(30才)	甚左衛門三六／藤二郎衛門大郎／九兵へ三九 郎(座下りふささん)		
慶安4.1.8	二右衛門(仕上)／藤右衛門(仕上)／(大上)二右衛門(45 才)／利兵衛／長三郎(32才)	六右衛門太郎	九木大夫吉(仕上入酒)	つか二衛門子六藏／にしかいと治右衛門吉(明年正月八 日のさけ二人置)／にしかいと藤右衛門子石松／にしかいと 二右衛門子つと／にしかいと忠兵へ子大郎
承応1.1.8	大上善右衛門(仕上)／二右衛門子六藏(仕上)／忠兵へ子大 郎(酒)／藤左衛門子まつ(酒)／二右衛門子仕上(酒)	次右衛門吉(酒)		藤左衛門子大郎(村入)
承応2.1.8	(小川)藤兵衛(仕上)／藤左衛門太郎(村入)／但者子・同 仕上)／清二郎(酒)／庄九郎(酒)	小川三藏(酒・19才)／にしかいと二郎(酒)／藤 右衛門太郎		天下葦兵衛子三藏(但村入酒)／神田忠左衛門子九(同 村入酒)／いもり六右衛門子三藏(同村入酒) 長三郎子太郎(酒)／彦兵へ子二郎(酒)
明暦1.1.8	にしかいと三兵衛(仕上)／ちや清二郎(仕上)／五明惣一郎 (酒)	堂坂与三左衛門子五郎作／神田三十郎(44才)	藤左衛門大郎(仕上入)	
明暦2.1.8	与作子(支頭・酒)／(井森)九兵へ(支頭)／与十郎(支頭)	藤左衛門子助一(酒) ちや長二郎(酒)／しろそわ助一(酒)／いもり与 七(酒)／しろそわ石まつ(酒)	葦兵衛子三藏(御つと入酒)	
明暦3.1.8	(小川)藤兵衛(支頭・47才)／二右衛門(支頭)	喜兵へ子市藏(酒)／作右衛門石渡(酒)	九木大夫吉(仕上入酒)	小谷太郎介／小谷太郎吉
万治1.1.8	葦兵衛(支頭)／理兵衛(支頭)／善右衛門(酒)／藤五郎(酒) ／(西)小谷太郎助(敬書)(仕上・酒)／小谷太郎吉(酒)／大 上善右衛門			
万治2.1.8	忠左衛門(酒)／(中)藤十郎(酒・33才)／(鐵治屋?)勘七 (酒・45才)／太兵衛(酒)／角右衛門(仕頭)／三四郎(仕頭) ／清左衛門(酒)	忠左衛門子菊(酒)		
万治3.1.8	仁兵衛子千千代(仕頭)／加右衛門子権兵衛(仕頭)／庄九郎 子三藏(酒)／源七子二郎介(酒)／善右衛門子石(酒)／角右 衛門子権四郎(酒)		加右衛門子権兵へ(仕上入酒)	与三右衛門子八藏
寛文1.1.8	三四郎子(仕頭)／角右衛門子(仕頭)／(西)小谷治太夫(匠 傳)(酒・42才)／久左衛門(酒)／清右衛門(酒)／(大下)太 郎右衛門(酒・55才)	久左衛門太郎(酒)／葦兵衛三五郎(酒)／仁兵 衛千代(酒)／加右衛門権兵衛(酒)／小谷太郎 介(酒)	与三右衛門子八藏(仕上入)	
寛文2.1.8	御明清右衛門(仕頭)／与三右衛門子八藏(仕頭)			
寛文3.1.8	(西)小谷治太夫(匠傳)(仕頭・44)／九木大夫(仕頭)／(中) 藤十郎(酒・37才)／庄九郎(酒)／(御明)吉兵衛(酒)／かく 長二郎(酒あまじ)／道坂与一郎(酒あまじ)／いもり太兵衛 (酒)	小谷太郎吉(酒)	神田忠左衛門子三(御つと入酒)／観音寺市左 衛門子鶴亀(御つと入酒)	中ノ井角右衛門子太吉／おわせ庄九郎子太郎次郎
寛文4.1.8	葦と孫兵衛(仕頭)／大下太郎右衛門(仕頭・58才)／いせき 与十郎(酒)／いもり勘七(酒)／茶や長二郎(酒)		角右衛門太郎吉(仕上入酒)／庄九郎太郎作(仕 上入酒)／三四郎市藏(仕上入酒)／藤兵衛お勝(つ と入酒)	
寛文5.1.8	(西)小谷次太夫(敬書)(仕頭・46)／くわおし市左衛門(仕 頭)／かく長二郎(仕頭・酒)／ひかし権右衛門(酒)	小谷平右衛門(仕頭入酒)		
寛文6.1.8	神田忠左衛門(仕頭)／観音寺市左衛門(仕頭・是ハはしり)／ 観音寺喜三郎(是仕頭)／中ノ尾太兵衛(酒・走り)／後ぞん長 三郎(酒・是ハあまじ)／堂坂与一郎(酒・但米作分)／源七 (酒)／中藤十郎(酒・40才)	おわせ太郎(酒)	神田虎市(つと入酒)	
寛文7.1.8	(西)小谷治太夫(匠傳)(仕頭・48才)／茶や清右衛門(仕頭) ／かち忠右衛門(酒)／太兵衛(酒)／長二郎(酒)	平右衛門(さけ)／神田市藏(さけ)	中井久太郎(つと入酒)／小川吉兵衛(つと入 さけ)／五明すて(つと入さけ)	
寛文8.1.8	にしかいと与次右衛門(仕頭)／小谷平右衛門(仕頭)	小川吉兵衛(酒)／くわんおんじ鶴亀(酒)／(神 田)忠左衛門三(さけ)	小谷四郎(御つと入酒)	
寛文9.1.8	管成次左衛門(仕頭)／観音寺六兵衛(仕頭)／小川藤右衛門 (酒)／神田源重郎(酒)／いもりかい清三郎(酒)／藤右衛門 (仕頭)	ひかし左吉(さけ)／藤兵衛(おかつ下り・さけ)／ 久次郎(さけ)／小谷四郎(さけ)		
寛文10.1.8	大上善右衛門(仕頭)／中村口右衛門(仕頭)／いもり勘七(さ け)／ひかし権右衛門(さけ)／道坂七左衛門(さけ)	すて／吉兵衛	正官勘七／正官善次郎／正官清二郎／正官加 兵衛	長九郎
寛文11.1.8	中井理右衛門子(志と・さけ)／にしかいと善二郎子(志と)／ 善右衛門(志と)／藤右衛門(志と)／七左衛門(酒)／藤左衛 門(酒)／勘七(酒)	六右衛門長兵へ(酒)／次郎右衛門子庄五郎 (酒)／道坂甚吉(酒)／かちや長九郎(酒)		
寛文12.1.8	弥三兵衛／次左衛門／吉兵衛	かいなほら久五郎／ひかし善九郎／天下勘九郎／ くわんおんじ市重太郎／つか庄九郎／清三郎／ 小川吉兵衛		
寛文13.1.8	理右衛門子長次郎(志と)／つか庄五郎子太郎(志と)／彦右 衛門子三藏(さけ)	天下葦九郎(酒)／吉木夫(酒)／くわんの寺市十 郎(酒)／神田長二郎(酒)	弥三兵衛子三太郎(つと入酒)	

年月日	家子	座下り	つらつら正官	村人
延宝1.1.8	太兵衛子坊主(志之)／太兵衛子喜太夫			
延宝3.1.8	喜右衛門(仕頭)／善次郎(仕頭)			太郎右衛門子吉松(酒)／清左衛門子六藏(酒)／善右衛門子石(酒)／太兵衛子太郎(酒)／与左衛門子四郎兵衛(酒)／松右衛門子太郎市(来日)／正月八日(酒)
延宝4.1.8	源十郎子龜末(仕頭)／つか庄五郎子吉(仕頭)			
延宝5.1.8	彦左衛門子吉松(仕頭・是ハはしり也)／作左衛門子市松(仕頭)／吉兵衛子市松(酒)	太兵衛子太郎(酒)／いせき新右衛門子長二郎(酒)／太右衛門子吉松(酒)／善右衛門子石(酒)／清左衛門子六藏(酒)		
延宝6.1.8	忠左衛門子七藏(仕頭)／平右衛門子四郎(仕頭)／仁兵衛子三太郎(酒)／次郎兵衛子六(酒)	松右衛門子太郎市(酒)／与左衛門子四郎兵衛(酒)／七左衛門子太郎(酒)	五明吉兵衛子市(村入)・つと入・来平／正月八日(酒)・くわんおんし善右衛門子石(同)／次左衛門子次郎(ツト入酒・村入)	
延宝7.1.8	藤次郎衛門子次郎(仕頭)／彦右衛門子ふんぶく(酒)／長兵衛子ツ子松(酒)／九左衛門子三(仕頭)／長九郎子太郎市(酒)	角右衛門子伝利右衛門(仕頭)／加左衛門子長九郎(酒)／七右衛門子庄太夫／喜八郎(酒)／清右衛門子半重郎(酒)／太郎右衛門子清二郎(酒)／重右衛門子庄太夫(酒)	与次右衛門(ツト入酒)／善右衛門(ツト入酒)／藤左衛門(ツト入酒)	
延宝8.1.8	利兵衛(仕頭)	(小谷)吉太夫(酒)	利右衛門子三太郎(酒)／次郎兵衛子作藏(酒)／勤七子(酒)／忠右衛門子(酒)／与左衛門子(酒)／与兵衛子藤十郎(酒)	
天和1.1.8	久左衛門(仕頭かゝ)／大上次郎左衛門(仕頭かゝ)／かろ長九郎(仕頭かゝ)／喜八郎(酒)／藤重郎(酒)／茶や清三郎(酒)／大上善吉(酒)／大下清次郎(酒)／五明吉兵衛(酒)			
天和2.1.8	松右衛門子(かゝ)／長二郎子(村入)・かゝ)／大下善次郎(酒)／わ世四郎兵衛(酒)／道坂左兵衛(酒)／七藏(酒)／ひかし長三郎(酒)／かゝ与次兵衛(酒)／茶や三吉(さけ)			
天和3.1.8	久左衛門子(仕頭かゝ)／いもり仁兵衛子(村入)仕頭かゝ)／次郎兵衛子五郎介(酒)／庄太夫子太郎(酒)／仁兵へ子(酒)／藤左衛門子七藏(酒)／吉兵へ子三十郎(酒)／くわんの寺喜三郎(酒)			
貞享1.1.8	平右衛門子(仕頭かゝ)／利右衛門子(仕頭かゝ)／七左衛門子(酒)／作左衛門子(酒)	与左衛門子(酒)／仁兵衛子(酒)／伊兵衛子(酒)		
貞享2.1.1.8	藤二郎衛門子(仕頭かゝ)／九左衛門子(仕頭かゝ)／太郎左衛門子(酒)／おわ世四郎兵衛子(酒)	利右衛門子(酒)		神田吉三郎／藤二郎右衛門子(酒)／平右衛門子(酒)
貞享3.1.8	七左衛門(仕頭かゝ)／長兵衛(仕頭かゝ)／伊兵衛子(酒)／甚右衛門子(酒)／左兵衛子(酒)	庄太夫(酒)／太兵衛子(酒)／善右衛門子(酒)		
貞享4.1.8	加兵衛子(座入)仕頭かゝ)／与三右衛門(座入)仕頭かゝ)／利右衛門子(酒)／太郎左衛門子(酒)／庄太夫子(酒)／善吉子(酒)	善次郎(酒)／甚五兵衛(酒)		
元禄1.1.8	吉太夫(仕頭かゝ)／与三右衛門子(仕頭かゝ)／四郎太夫子(酒)／与三右衛門子(酒)	左兵衛(酒)		善左衛門子(酒)／彦右衛門子(酒)
元禄2.1.8	七左衛門子(仕頭かゝ)／甚右衛門子五郎(仕頭かゝ)	善四郎(酒)／長三郎(酒)／喜三郎(酒)／出助(酒)		作左衛門子(酒)／六兵衛子(酒)
元禄3.1.8	次郎左衛門子(仕頭かゝ)／三郎右衛門子(仕頭かゝ)／与左衛門子(酒)／庄兵衛子(酒)	庄三郎(酒)／文次郎(酒)／登三郎(酒)／惣次郎(酒)／藤五郎(酒)		
元禄4.1.8	加兵衛子(仕頭かゝ)／九郎兵衛子(仕頭かゝ)／善右衛門(酒)／佐右衛門(仕頭かゝ)／(寛小谷)左太夫(酒)／太郎左衛門(酒)			七左衛門子(酒)
元禄5.1.8	加左衛門子(仕頭かゝ)／平兵衛子(仕頭かゝ)／徳兵衛子(酒)	伝兵衛(酒)／七郎左衛門(酒)／市郎兵衛(酒)／半助(酒)／半三郎(酒)		
元禄6.1.8	六兵衛子(仕頭かゝ)／藤兵衛子(仕頭かゝ)／与次兵衛子(酒)／加右衛門子(酒)	仁藏(酒)／久太郎(酒)／左吉(酒)／太郎市郎(酒)／東長三郎(酒)		
元禄7.1.8	大下善右衛門子(仕頭かゝ)／親音寺平兵衛子(かゝ)	中井太郎助(酒)／北尾長太郎(酒)／中尾善四郎(酒)／東長三郎(酒)		大野猪之助(酒)
元禄8.1.8	善右衛門子(仕頭かゝ)／加兵衛子(仕頭かゝ)／長三郎子(酒)／(寛小谷)左太夫子(酒)／徳兵衛(さけ)	惣次郎(酒)／藤五郎(酒)／市郎兵衛(酒)		
元禄9.1.8	伝右衛門子(仕頭かゝ)／六兵衛子(仕頭かゝ)／忠左衛門子(酒)／藤兵衛子(酒)／重助(酒)	半助(酒)／七郎左衛門(酒)		
元禄10.1.8				

年月日	妻子	座下り	つと人・つと人・正官	村人
元禄11.1.18	庄太夫子(仕頭かん) / 清兵衛子(仕頭かん) / 作左衛門(さけ) / 平兵衛子(さけ)	半三郎(酒)		長兵衛子六藏(酒) / 甚右衛門子虎(酒)
元禄12.1.8	惣次郎子(仕頭かん) / 与惣右衛門子(酒) / 仁兵衛子(仕頭かん)	加左衛門子(酒) / 久太郎(酒) / 庄太夫子(酒) / 与三右衛門子(酒)		
元禄13.1.8	長兵衛子(かん) / 忠兵衛子(かん)	善右衛門子(酒) / 惣次郎(酒) / 甚右衛門子(酒) / 重助(酒) / 伊之助(酒)		
元禄14.1.8	清兵衛子(かん) / 忠左衛門子(かん)	井森五郎助(酒) / 半三郎(さけ) / 作次郎(さけ) / 甚太郎(さけ)		次郎左衛門子(酒)
元禄15.1.8	与次兵衛子(かん) / 長三郎子(かん)	善右衛門(さけ) / 長兵衛子(さけ) / 小谷重助(さけ) / 甚右衛門(さけ)		与惣右衛門子(酒) / 右与惣右衛門子分三して弟在次兵衛子を村人いたさせ申二付座申段職之上二而座 / 入証二米五斗 / 庄太夫子十二郎(酒) / 三郎右衛門子太郎市(酒) / 伝右衛門子三太郎(酒) / (小谷) 左太夫子伝之介 / 与次兵衛子太郎吉 / 藤兵衛子千之介
元禄16.1.8	加右衛門子(かん) / 善三郎子(かん) / 徳兵衛子(かん) / 甚三郎子(酒)			

※太字は、寛永21年「家数人数帳」に名前が確認できる者。

※太字・斜体は、小谷家(西小谷・東小谷)を示す。
※()内は、「座中記録」にみえる表記、および寛永21年「家数人数帳」からわかる年齢を示す。

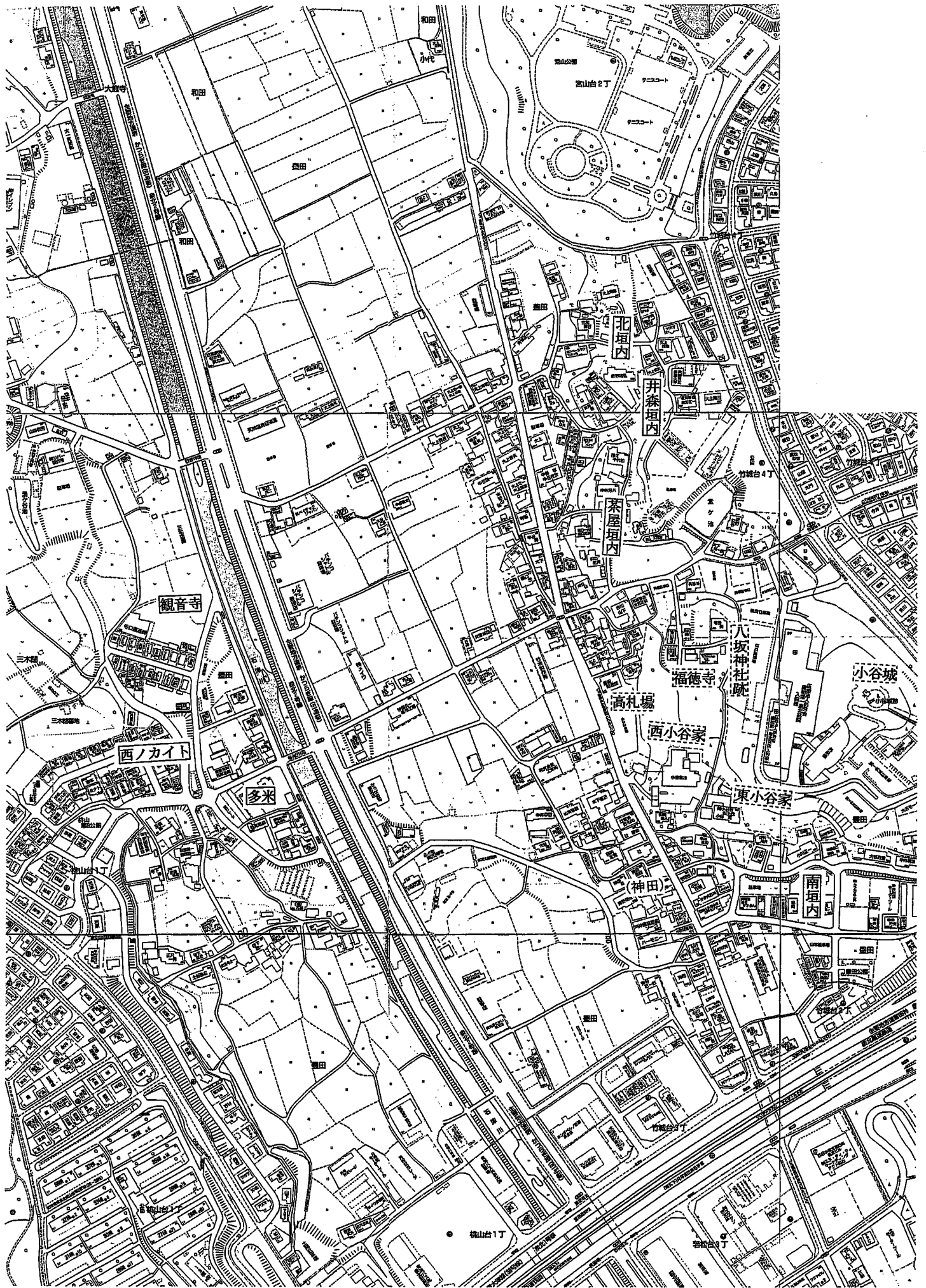
【表3】寛永21年「家数人数帳」(「小」1001)・同年「物成帳」(「小」1633)・慶安5年「五人組帳」(「小」1122)一覽表(持高順)

No.	寛永21家数人数帳名前	持高	寛永21物成帳名前	物成帳高	名字・地名	慶安5五人組帳	屋敷1	屋敷2	屋敷3	男	女	下男	下女	牛	馬	栗桶の木
1	庄屋小谷大夫(西小谷)	75,488	小谷△	76,422	小谷	治大夫	9×4(馬屋有)	5.5×2.5(座敷)✓ 4.5×2(待部屋)	9×2(Vt)蔵✓ 5×2(灰部屋)	2	2	13	11	2	1	3
2	左太夫(東小谷)	46,830	左太夫△	46,905	小谷	理兵衛	9×4(馬屋有)	7×2(灰屋)	5×2(Vt)蔵✓	4	4	13	12	2	1	2
3	長二郎	26,745	神田	26,745	神田	藤兵衛	5.5×3(馬屋有)	3×2.5(座敷)	3×2(灰屋2有)	4	4	5	4	1	1	1
4	藤兵衛	20,631	小川	20,631	小川	庄大夫	5.5×3(馬屋有)	3×2(灰屋2有)	1.5×1.5(灰屋2有)	5	1	6	4	1	1	1
5	藤五郎	20,295	藤五郎	20,600	中	新左衛門	5.5×3(馬屋有)	1.5×1.5(灰屋2有)	2×2.5(待部屋)	8	3	1	3	1	1	0
6	新左衛門	18,219	新左衛門	18,219	大北	新左衛門	4×2.5(牛部屋有)	2×2.5(待部屋)	3.5×2(親)	4	4	1	0	1	1	1
7	新左衛門兄・孫六弟	18,161	南大夫	18,161	神田	喜左衛門	6×3(兄・馬屋有)	4×2.5(弟・馬屋有)		9	4	0	1	1	1	1
8	三十郎	17,500	三十郎	17,500	神田	喜左衛門	5×3(牛部屋有)	2×3.5		4	5	0	0	1	0	2
9	与七	15,624	六右衛門・与十郎	15,624	与七	与七	4×2.5(牛部屋有)	3×1.5(灰屋有)		6	5	0	0	1	0	0
10	与作	15,522	与作	15,522	与作	与作	4.5×2.5(牛部屋有)	3×2.5		4	5	0	0	1	0	0
11	与三左衛門兄・彦十郎弟	12,937	堂坂	12,937	堂坂	与三左衛門	3.5×2.5(兄・牛部屋有)	3×2		6	7	0	0	1	0	0
12	二右左衛門	12,139	大上	12,139	大上	次郎左衛門	3.5×2.5(牛部屋有)	3×2(灰屋有)		3	4	0	0	1	0	0
13	二右左衛門	12,000	つか・源五郎△	12,110	つか	次郎右衛門	4×3(牛部屋有)	2.5×1.5(灰屋有)		3	4	0	0	1	0	1
14	惣左衛門	11,718	惣左衛門	11,728	井森	久兵衛	4×2.5(馬屋有)	2.5×1.5(灰屋有)		5	3	1	0	0.5	1	0
15	九兵衛	11,675	九兵衛・喜二郎	11,675	井森	久兵衛	5×2.5(牛部屋有)	3×1.5(灰屋有)		3	5	1	0	1	0	0
16	長兵衛	11,098	長兵衛	11,098	中	長兵衛	4×2.5(牛部屋有)	2×1.5(座敷)		2	5	0	0	0.5	0	0
17	宗三郎	11,013	仁兵衛△	11,012	宗三郎	宗三郎	5×2.5(牛部屋有)	2×1.5(座敷)		2	4	0	0	0.5	0	0
18	久左衛門	10,938	久左衛門	10,938	中	市右衛門	4×2(牛部屋有)	2.5×1.5(灰部屋有)		2	4	4	2	0.5	0	0
19	市右衛門	10,620	観音寺	10,620	観音寺	市右衛門	3.5×2.5(牛屋有)			3	4	0	0	0.5	0	1
20	市左衛門後家	10,441	天下	10,441	天下	与三兵衛	6×2(牛部屋有)			4	3	0	0	0.5	0	1
21	清右衛門	10,346	清右衛門	10,346	茶屋	久兵衛	4×2.5(牛部屋有)	2×1.5(灰屋有)		6	2	0	0	0.5	0	0
22	惣五郎	10,282	宗二郎	10,282	ため	久兵衛	4×2.5(牛部屋有)	3×2(灰屋有)		4	4	0	0	0.5	0	0
23	仁右衛門	10,070	ため川	16,076	多米川	●	4×2.5(馬屋有)	3×2		6	4	0	0	0.5	1	2
24	藤左衛門	9,352	後をい	9,352	後をい		2×1			4	1	0	0	0	0	0
25	助六	9,136	助六	9,136	吉兵衛	吉兵衛	3×2(牛部屋有)	2×1.5(灰屋有)		3	1	0	0	0	0	0
26	与左衛門	9,042	西かいと	9,042	西かいと	与左衛門	3.5×2			5	4	0	0	0	0	0
27	大右右衛門	8,900	大右右衛門	8,900	天下	与左衛門	3.5×2.5(牛部屋有)	2×1.5(灰屋有)		4	2	0	0	0.5	0	0
28	九右衛門	8,816	又一	8,816	九右衛門	九右衛門	3.5×2.5(馬屋有)	2×1.5(灰屋有)		5	2	0	1	1	1	0
29	甚四郎	8,653	甚四郎	8,653			3×2			2	1	0	0	0	0	0
30	南右衛門	8,000	南右衛門	8,000			4×2.5(牛部屋有)			3	2	0	0	1	0	0
31	五郎	7,403	五郎	7,403			3×1.5(牛部屋有)	2×1(灰部屋)		2	1	0	0	0.5	0	0
32	源六後家	6,267	源六	6,267			2.5×1.5			1	3	0	0	0	0	0
33	次右衛門	6,092	次右衛門	6,092	角	次右衛門	3×2	2×1(灰屋有)		3	3	0	0	0	0	0
34	喜右衛門	6,006	ため川(No.23と一括)	0,000	多米川		3×2(牛部屋有)	2×1.5		3	4	0	0	0.5	0	1
35	与吉	5,888	与吉	5,888		作兵衛	3×2			2	3	0	0	0	0	0
36	吉六	5,219	吉六	5,219		作兵衛	3×2			3	4	0	0	0	0	0
37	新二右衛門	4,598	中上	4,598	大下	新六	3.5×2.5(牛部屋有)			2	3	0	0	0.5	0	1
38	源三郎	4,195	源三郎	4,195	井森		3×2			2	2	0	0	0	0	0
39	惣二郎	3,624	大上	3,624		庄右衛門	3×2(牛部屋有)	2×1.5(座敷)		2	5	0	0	0.5	0	0
40	善五郎	3,587	善五郎	3,587			3×2	2×1(灰部屋)		2	2	0	0	0	0	0
41	加右衛門	3,148	鍛冶や△	2,188	鍛冶屋	加右衛門	3×2.5			3	2	0	0	0	0	0
42	与三	2,679	与三	2,679			3×1.5			2	1	0	0	0	0	0
43	与七郎	1,980	与七郎△	1,758	中		2.5×2			3	1	0	0	0	0	0
計	高760.2	542,937		543,038			家敷43間(内35間後家)	男200人(47人下人)		155	137	45	37	25	9	18
	永荒119,575						隠居家4間	女185人(37人下女)								
	残毛付640,625						灰屋26間	馬9疋								
	地廻り出作56,281						(小谷兄弟下人家共)	牛25疋								
	村之惣作41,469						稲蔵2間	栗桶18本								
	小前毛付542,875						座敷1間									
	山年貢5,327						待部屋1間									

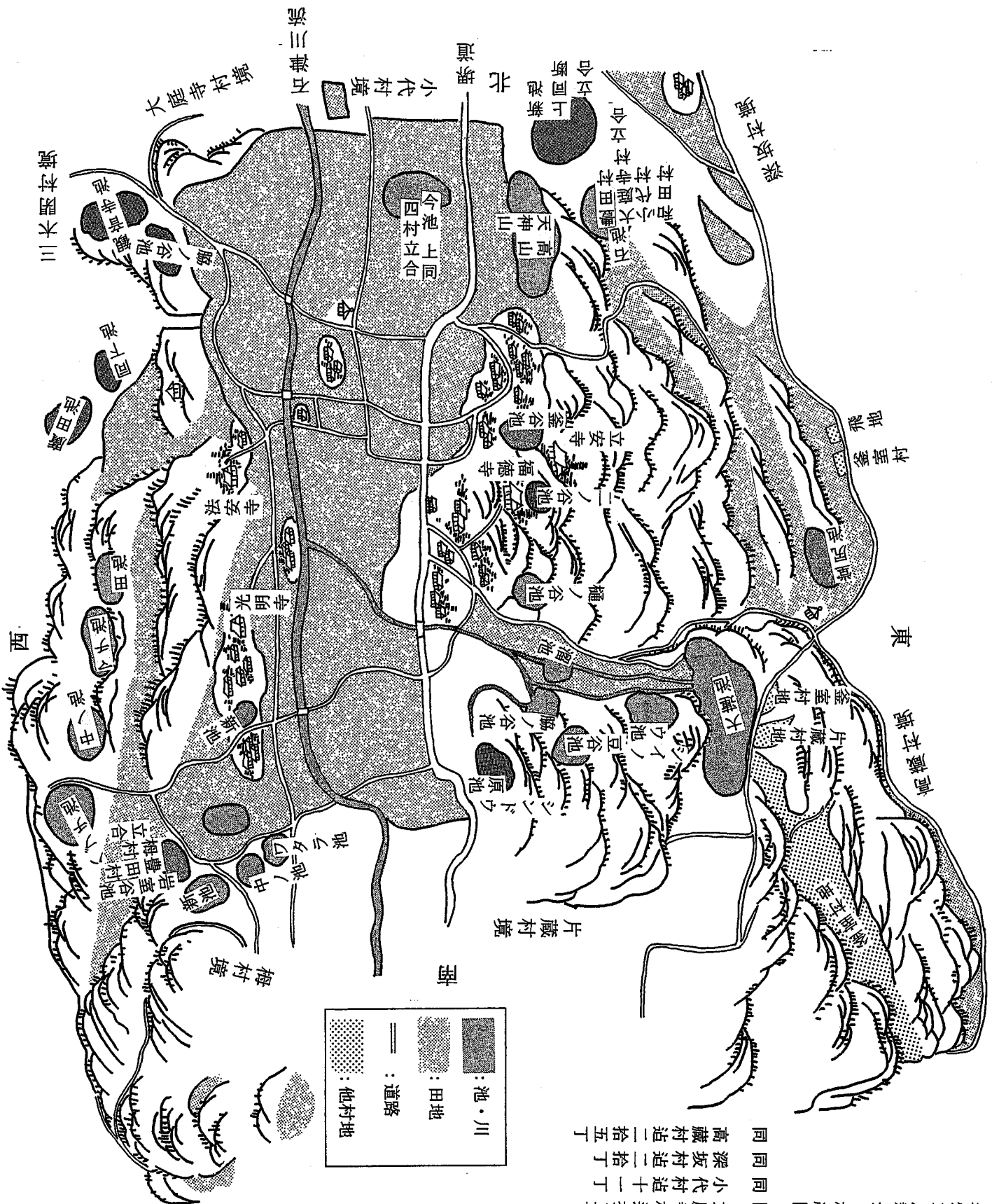
※欄掛部分は、「塵中記録」に記載がみえる家。
 ※「寛永21物成帳名前」の△は、寛永21家数人数帳名前から名讀人が替わった場合、あるいは持高と物成高の額が若干違う場合を示す。
 ※「慶安5五人組帳」の○は組頭、●は元和8年「五人組親請状控」(「小」12923)の組親を示す。

【表4】元禄7年「宗旨御改帳」(小)1157)縁組先一覧表

	村名	嫁入	嫁先	養子先	養子元	奉公先	奉公元	下男・女先	下男・女元	合計
上 神 谷 上 条	豊田村	56	／	2	0	0	0	0	0	58
	片蔵村	4	0	0	0	0	0	0	0	4
	逆瀬川村	1	0	0	0	0	0	0	0	1
	富蔵村	2	0	0	0	0	0	0	0	2
	田中村	2	0	0	0	1	0	0	0	3
	梅村	6	0	0	0	0	0	0	0	6
	畑村	4	0	0	0	0	0	0	0	4
	三木閉新田村	2	2	2	0	0	0	0	0	6
	上条計	77	2	4	0	1	0	0	0	84
上 神 谷 下 条	小代村	7	0	0	0	2	0	0	0	9
	和田村	2	0	0	1	0	0	0	0	3
	大庭寺村	3	0	0	0	1	0	0	0	4
	太平寺村	0	0	0	1	0	0	0	0	1
	深田村	2	0	0	0	0	0	0	0	2
	下条計	14	0	0	2	3	0	0	0	19
上神谷計	91	2	4	2	4	0	0	0	103	
近 隣 村 落	万田村	1	0	0	0	0	0	0	0	1
	深坂村	5	0	0	0	1	0	0	0	6
	上村	1	0	0	0	0	0	0	0	1
	伏尾村	0	2	0	0	0	0	0	0	2
	大森村	1	0	0	0	0	0	0	0	1
	檜尾村	6	1	0	0	0	0	0	0	7
	野々井村	5	0	0	0	1	0	0	0	6
	上之村	3	1	0	0	0	0	0	0	4
	上代村	1	0	0	0	0	0	0	0	1
	田園村	1	0	0	0	0	0	0	0	1
	陶器北村	1	0	0	0	0	0	0	0	1
	河内国下里村	1	0	0	0	0	0	1	0	2
	高蔵門前	2	0	0	0	0	0	0	0	2
	鉢峯門前	1	0	0	0	0	0	0	0	1
近隣村落計	29	4	0	0	2	0	1	0	36	
そ の 他	和泉国その他	6	0	0	0	2	0	1	1	10
	河内国その他	2	1	0	0	0	0	0	0	3
	堺	0	2	2	0	0	0	0	0	4
	大坂	1	0	1	0	0	0	0	0	2
	他国	1	0	0	0	1	0	0	0	2
	その他合計	10	3	3	0	3	0	1	1	21
総計	130	9	7	2	9	0	2	1	160	



【地図2】豊田村住宅地図（ゼンリン住宅地図より作製）



泉州大島郡豊田村絵図
 同 梅村道八丁
 同 三木閉村道八丁
 同 大庭寺村道拾三丁
 同 小代村道十一丁
 同 深坂村道二拾丁
 同 高藏村道二拾五丁
 当村制札場より片蔵村道八丁
 同 梅村道八丁
 同 三木閉村道八丁
 同 大庭寺村道拾三丁
 同 小代村道十一丁
 同 深坂村道二拾丁
 同 高藏村道二拾五丁

池・川
 田地
 道路
 他村地

【絵図1】豊田村絵図トヘース (東京大学史料編纂所所蔵「内務省引継地図」より作製)

当村制札場より卯方小代村近八丁

同 和田村近十丁

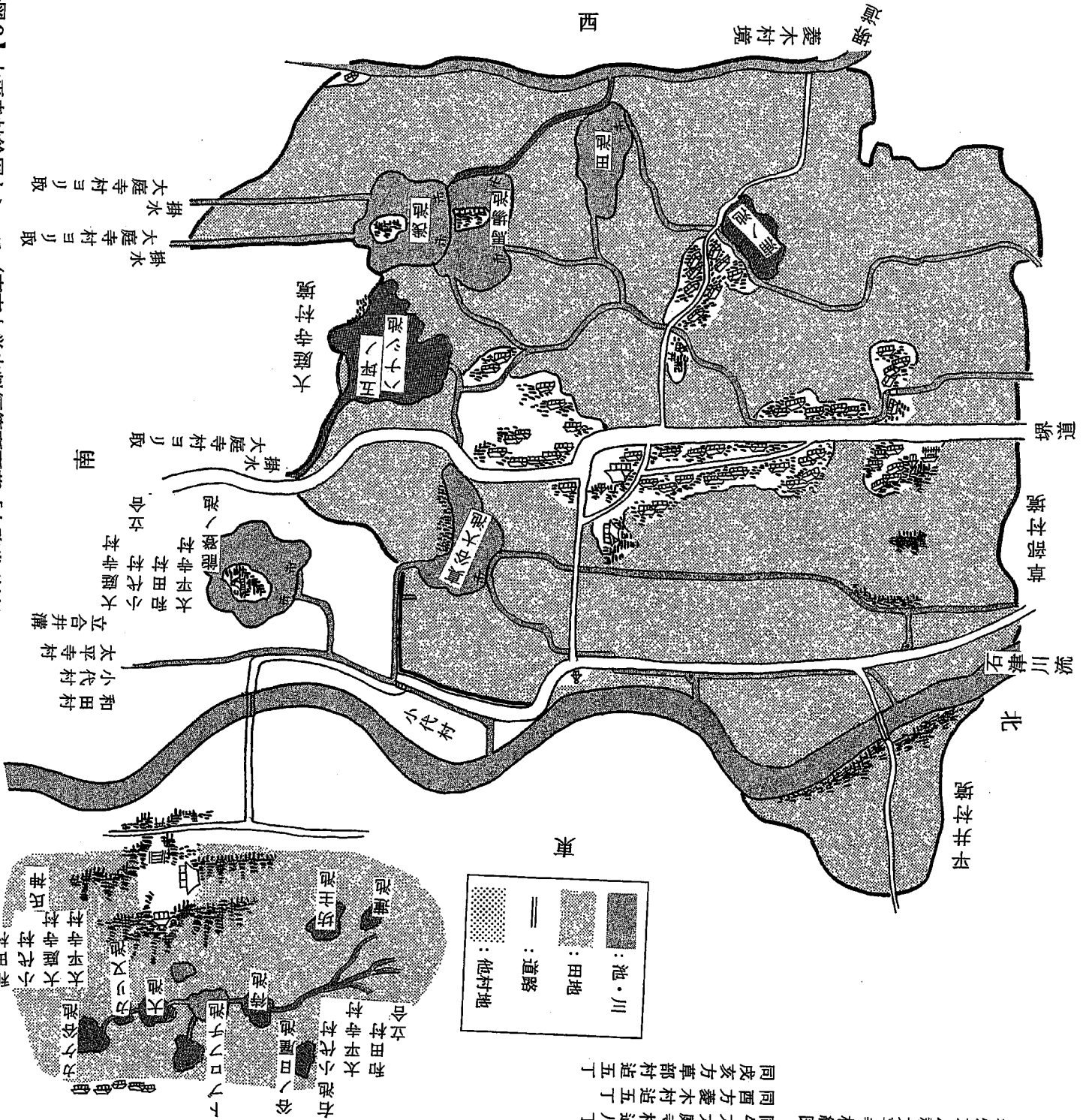
同 午方大庭寺村近八丁

同 西方菱木村近五丁

同 戌方草部村近五丁

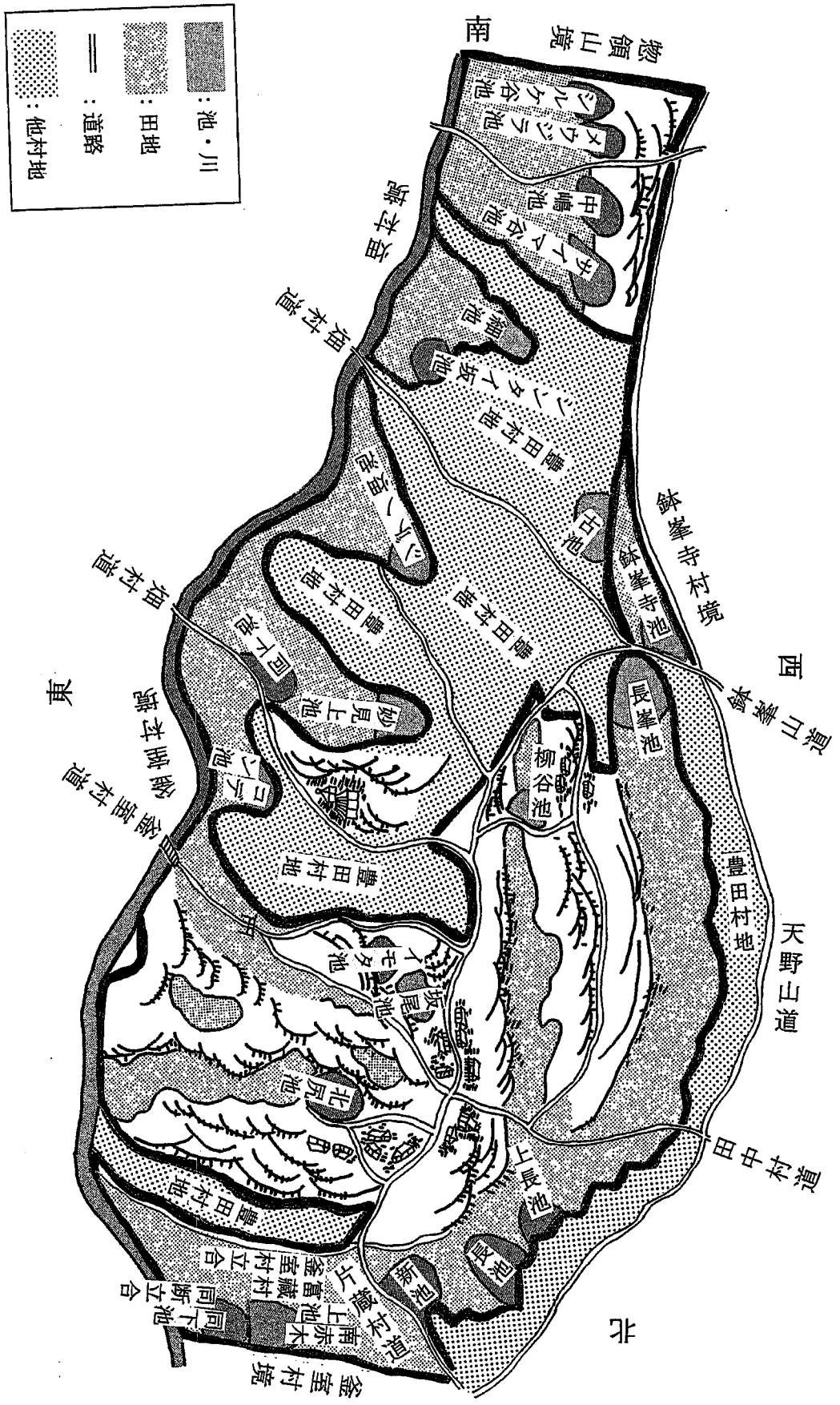
泉州大鳥郡大平寺村絵図

	: 池・川
	: 田地
	: 道路
	: 他村地



【絵図2】 大平寺村絵図トトヘラス (東京大学史料編纂所所蔵「内務省引継地図」より複製)

泉州大島郡富藏村絵図
 同 鉢峯寺村迫八丁
 同 畑村迫七丁
 同 釜室村迫三丁半
 当村制札場より田中村迫六丁



【絵図3】 富藏村絵図トレース (東京大学史料編纂所所蔵「内務省引継地図」より作製)